諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

Overview of the Quality Assurance System in UK Higher Education

英　国

第２版　（2015年版）

独立行政法人 大学評価・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

2010 年 3 月　初版発行

2015 年 2 月　第 2 版発行

独立行政法人 大学評価・学位授与機構
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
http://www.niad.ac.jp

はじめに

大学評価・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い諸外国を中心に、海外の質保証機関等と連携し、我が国の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取組みを行っています。

高等教育の質保証制度については、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、様々な枠組みが構築されています。そのため、言語や国境の壁を越えて関係を構築する上で、まずは質保証制度やその背景となる高等教育制度等について、効果的な情報交換を通じて協力機関同士の「相互理解」を深めることが不可欠です。高等教育のグローバル化の進展とともに、我が国と諸外国の大学等との教育連携が活発化する中、大学等機関が、実効的で、質の伴った連携教育を提供するには、連携機関双方の質保証の取組みにかかる「相互理解」が重要です。

このため、当機構では、我が国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として国際発信するためのツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成・公開しています。その中で、諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する情報の収集も進め、これまで、日本、米国、英国、オーストラリア、オランダ、フランス、韓国、中国、ドイツ各版を作成してきました。

英国は、早くから高等教育における質保証に取り組んでおり、その歴史は 1990 年代に遡ります。世界で評価されている英国の高等教育は、高等教育機関自身が行う内部レビューや、外部の第三者評価機関によるレビューなどの質保証の取組みにより支えられています。英国の質保証制度は、国内外の需要や時代に即して変化し続けており、このたび、こうした近年の動向を取りまとめ、**「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国（第 2 版）」**を日本語・英語の 2 か国語で作成しました。大学等の高等教育機関において英国の関係機関と国際連携を展開する上で、基本情報として参照していただけましたら幸いに存じます。

この「概要」は、英国の高等教育制度と質保証制度に関する公的な情報にかかる文献調査と、訪問調査で得られた情報をあわせて集約し、今般の公開に至りました。本編の作成にあたって、有益なコメントと示唆をくださった関係者の方々に御礼申し上げます。特に、当機構の覚書締結機関である英国高等教育質保証機構（Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）には多大なご支援ご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、本「概要」の電子版は、当機構の国際連携ウェブサイト（http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/）でもご覧になれますので、あわせてご活用ください。

2015 年 2 月
独立行政法人 大学評価・学位授与機構

目　次

Ⅰ. 英国の基本情報 ・・・

英国地図

出典：http://www.freemap.jp/itemDownload/europe/uk2/3.gif

Ⅰ．英国の基本情報

国名	英国（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）	
首都	ロンドン	
公用語	英語	
総人口*	6,320 万人（2011 年）	
国内総生産（GDP）**	2 兆 4180 億米ドル（名目 2011 年）	
一人当たり国内総生産**	39,592 米ドル（2011 年）	
一般政府支出に対する公財政教育支出の割合***	全教育段階： 12.2%（OECD 各国平均 12.9%） 高等教育段階：2.7%（OECD 各国平均 3.2%）（2011 年）	
国内総生産に対する公財政教育支出の割合***	全教育段階：6.0%（OECD 各国平均 5.6%） 高等教育段階：1.3%（OECD 各国平均 1.4%）（2011 年）	
学生一人当たりの学校教育費***	14,223 米ドル（2011 年）	
学生一人当たりの公財政支出高等教育費***	4,049 米ドル（2011 年）	
高等教育への進学率****	イングランドに居住する 17 歳から 30 歳の学生の進学率 2011～12 年：49.3%	
学校教育制度	「Ⅱ-2. 学校教育制度」（本編 9 ページ）参照	
学年暦*****	8 月 1 日から 7 月 31 日まで … 学年暦の構成は個々の教育機関の裁量に委ねられている。伝統的には 3 学期制であったが、2 学期制（セメスター制）を導入する教育機関が増加している。また、1 年間の教育課程を 2 回に分け、秋（通例）と春の異なる時期に学期を始めるというケースも見られる。	

出典：

* 英国国家統計局 ウェブサイト *2011 UK censuses*
http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/census/2011/uk-census/

** 外務省ウェブサイト *各国・地域情勢 英国（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）*
http://www.mofa.go.jp

*** 経済協力開発機構（2014）*Education at a Glance 2014*

**** 英国大学協会（2013）*Higher Education in Facts and Figures, Summer 2013*

***** 欧州委員会 *Eurydice - Facts and Figures: The Organisation of the Academic Year in Europe 2013/14*

Ⅱ. 高等教育制度

1. 高等教育制度の沿革

1）沿革

<u>高等教育の創成期</u>

12 世紀から 13 世紀にかけて、英国の最初の大学としてオックスフォード大学ならびにケンブリッジ大学が私的な組織として設立された。法学院や医学・外科系の王立カレッジなどの団体は、専門的な教育や特性・能力について管理・統制を行う団体として重要性を増していったが、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドに都市型の大学が設立されるのは 19 世紀から 20 世紀初頭に入ってからのことであった。これらの団体は、政府から財政上の支援を受けることはあったものの、20 世紀初頭までは私的な団体として位置づけられていた。

20 世紀前半になると、数多くのユニバーシティー・カレッジが開設され、主にロンドン大学の学外学位制度の下で学ぶ地方学生に教育を提供していた。その後、これらのカレッジ自体が大学として発展した。

スコットランドにおける大学教育も長い歴史を有する。スコットランドの伝統ある大学として知られるセント・アンドリューズ、グラスゴー、アバディーン、エディンバラの 4 大学は、15 世紀から 16 世紀に創設された。さらに 4 校が、1964 年から 1967 年の間に独立した大学として正式に設立された。

<u>20 世紀後半：高等教育の拡大期</u>

バーロウ報告（Barlow Report：1946 年）は、科学系人材に関するニーズを満たすため、特に理系の学問分野を中心とした大学の学生数の倍増を提言した。大学に対する政府補助金の額と学生数は、戦争直後の時期に大きく伸びた。

高等教育委員会（Committee on Higher Education）より発表されたロビンス報告（Robbins Report：1963 年）は、高等教育の実質的な拡大を提言し、「高等教育の課程に参加する能力と業績が認められた者、またそれを望む者すべてが高等教育に参加できるようにすべきである」との見解を表明した。こうしたロビンス報告の原則と提言は、その後の英国大学界の発展の基礎となった。1960 年代に入ると、いわゆる「新大学」（New Universities）が数多く創設された（注：近年になって「新大学」という用語は、1992 年以降に大学の称号を得た教育機関を指す用語として用いられるようになっている）。

労働階級の者がパートタイムまたはフルタイムで一般的な知識や専門技術を向上させることを可能にするために、慈善寄付によって設立された教育機関も数多く存在した。これらはポリテクニックとして知られ、後に地方自治体によって維持・管理されるようになった。

その他の高等教育機関として、元来教員養成のためのカレッジとして設置された機関がある。これらの多くは教会によって設置されていたが、これらも後に地方自治体によって維持・管理されるようになった。

1964 年に全国学位授与評議会（Council for National Academic Awards：CNAA）が設立され、学位授与権限を持たないポリテクニックや高等教育カレッジなどを対象に、高等教育機関のプログラムの承認事業を行った。

1986 年：研究評価（RAE）の開始

研究評価（Research Assessment Exercise：RAE）は、英国の大学および高等教育カレッジの研究の質を格付けすることを目的とするもので、第 1 回は 1986 年に行われた。格付けの結果は高等教育財政審議会が行う補助金配分額の基礎として活用されている。その後 RAE は、1989 年、1992 年、1996 年、2001 年、2008 年に実施された。

1988 年教育改革法

1988 年教育改革法（The Education Reform Act 1988）において、イングランドおよびウェールズのポリテクニックおよび高等教育カレッジは、地方自治体による統制を受けない自治権のある教育機関として位置づけられることとなった。また、ポリテクニック・カレッジ財政審議会（Polytechnics and Colleges Funding Council：PCFC）ならびに大学財政審議会（Universities Funding Council：UFC）が設立された。PCFC は、それまで地方教育当局による財政支援を受けていた 50 校を超えるポリテクニックやカレッジに資金の配分を行うこととなった。UFC は、英国にある 52 校すべての大学に資金配分を行うこととなった。

1992 年継続教育・高等教育法、1992 年スコットランド継続教育・高等教育法

同法により、PCFC および UFC は解散し、英国の各地域におけるすべての高等教育機関に対して資金配分を行う新しい団体が創設された。すなわち、イングランド高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for England：HEFCE）、ウェールズ高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for Wales：HEFCW）、およびスコットランド高等教育財政カウンシル（Scottish Higher Education Funding Council：SHEFC）である。1993 年 4 月以降、これらの団体は、英国内のすべての高等教育機関を対象に資金提供事業を行っている。

イングランドおよびウェールズにおいては、大学部門と公立・ポリテクニック部門はいわゆる「二元的」な制度が続いていた。しかし、大学において企業や地方自治体とともに職業訓練のコース等を提供するようになり、非大学教育機関において奨学金事業や研究を行うようになるに従い、両者の区別は次第に不明確になった。この結果、同法は大学とポリテクニックの間の区別を廃止し、高等教育における二元的制度を撤廃することとした。

同法により、CNAA は解散し、既存のポリテクニックは、学位を授与する権限を取得し、その教育機関の名称の中に「大学」という用語を使用することが可能となった。また、その他の高等教育機関については、講義中心の課程ならびに研究中心の課程に係る学位の授与権、および大学の名称使用について、枢密院に申請することが可能となった。

1997 年：高等教育質保証機構（QAA）の設立

英国の高等教育に対して質保証関係事業を総合的に行うことを目的として、高等教育質保証機構（The Quality Assurance Agency for Higher Education：QAA）が設立された。QAA は独立の組織として、大学や高等教育カレッジからの会費を収入源とするほか、高等教育財政カウンシルとの契約を通じて助成金を得て活動を行っている。

1997 年：デアリング報告

1990 年代初頭、高等教育部門の急速な拡大の一方で、教育機関に対する公財政支出は、学生一人

当たり 25%近くも落ち込み、大学やカレッジに深刻な圧迫を加えた。そこで 1994 年、政府は、高等教育に対する需要の高まりに直面しつつも、フルタイムの学部学生の数に対する上限を設けた。

こうした状況のなか、高等教育の目的、形態、規模および資金配分についての提言を行う組織として、高等教育制度検討委員会（National Committee of Inquiry into Higher Education）が 1996 年 5 月に設置された。サー・ロン・デアリングを議長とするこの委員会は、1963 年のロビンス報告以降初めてとなる、高等教育に関する全面的な見直しを行い、1997 年に報告書を公表した。主なテーマ・提言は以下のとおりである。

- 国家、学生とその家族、卒業生ならびに教育機関のそれぞれが高等教育に対して貢献し、恩恵を得られるような新しい「取り決め」（Compact）
- 主に継続教育カレッジで提供される 2 年間の高等教育課程を通じた、高等教育への参加機会の拡大
- 教育の水準を改善し、学位・資格の比較可能性を確保するための施策の実施
- 大学およびカレッジのその地域における役割の重点化
- 最大限の効率・効果を得るための大学・カレッジによる自己統治・管理能力
- 優秀な研究事業の支援

同委員会は、高等教育のフルタイム学生は自らの授業料の一部を負担すべきであるといった提案など、高等教育財政に関する提言も数多く示した。

1998 年教育・高等教育法

デアリング報告を受け、1998 年教育・高等教育法（The Teaching and Higher Education Act 1998）が立法化され、1998 年度より、フルタイムの学部入学生に対し、家庭の収入に応じつつ、1,000 ポンドを上限とした授業料の徴収がはじめて行われた。

1998 年：スコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの権限委譲

スコットランドでは、スコットランド議会およびスコットランド政府が1998年スコットランド法（the Scotland Act 1998）の下で設置された。スコットランド政府は、教育を含め、スコットランドにおける政治機能に対して責任を負っている。また、スコットランド議会は、関係する諸問題および法に対し、完全な立法権を有しており、スコットランド住民の学生に対する授業料を2000年度より廃止することを決定した。

なお、1998年ウェールズ政府法（the Government of Wales Act 1998）の元でウェールズ議会が、1998年北アイルランド法（the Northern Ireland Act 1998）の元で北アイルランド議会がそれぞれ設置された。これらの議会も、教育を含めた諸問題に対し、立法権を有している。

2003 年：政府白書『高等教育の将来』

2001 年 10 月、教育技能省（Department for Education and Skills：DfES）は、高等教育部門の改善・拡大に寄与することを目的として、高等教育の包括的な見直しを行うことを発表し、2003 年 1 月、政府白書『高等教育の将来』（The Future of Higher Education）の公表という形で実行した。この白書は、イングランドにおける高等教育の改革へ向けた政府戦略、さらにイングランド以外の地域にも影響を及ぼす数々の政策を示したものである。政府戦略では、次の 6 つの分野について

の一連の施策が掲げられている。

- 助成金の充実を通じた研究活動の強化
- 高等教育と産業界の連携の改善
- 新たな専門的基準の策定と全国レベルの団体の新設を通じた高等教育の教授能力（ティーチング）に関する優れた取組みの推進
- 高等教育進学率を 50%に近づけるための高等教育の継続的な拡大
- 低所得者層の若年者における高等教育への参加機会の確保
- 卒業者の教育経費負担に関する新たな仕組みの導入を通じた財政支援改革

なお、政府白書では、教授能力の質に関する学会（Teaching Quality Academy）の設立が掲げられていたが、学生の学習経験の向上に向けて英国高等教育部門との協働を図る団体として、2004 年に高等教育アカデミー（Higher Education Academy：HEA）が設立された。HEA は、高等教育機関や職能団体との協力の下、高等教育における教授能力に関する全国規模の専門的基準の策定などを行っている。

2004 年高等教育法、2005 年北アイルランド高等教育令

政府白書の政策実現のために、2004 年高等教育法（The Higher Education Act 2004）および 2005 年北アイルランド高等教育令（Higher Education（Northern Ireland）Order 2005）が立法化された。前者は主にイングランドとウェールズを、後者は北アイルランドを対象としており、授業料および公平なアクセスに関する規定において、スコットランドは対象となっていない。

本法に基づき、2006 年度より、イングランドの高等教育機関は、年間 3,000 ポンドを上限として授業料を徴収することが可能となった。（この額は、2009 年に実施予定の見直しまではインフレ上昇分のみ反映可能。）また、学生への財政支援に関する新たな仕組みとして、授業料全額分を貸与するローン制度や生活費向けの給付奨学金の制度が導入された。

さらに、高等教育への参加の拡大という政府の大きな狙いの下、イングランドに高等教育機会均等局（Office for Fair Access：OFFA）が設置された。OFFA は独立の組織という位置付けであるが、HEFCE からの助成金で運営されており、2006 年度の多様な授業料制度の導入を踏まえ、マイノリティ層における高等教育への参加機会の推進と保護を目的としている。教育機関が、基準額（2006 年度は 1,200 ポンド）を越えて授業料を設定しようとする場合は、OFFA の局長（Director）との間で合意書（Access agreement）を締結する必要がある。

ウェールズおよび北アイルランドでは、授業料の上限設定導入の有無が各議会の判断に委ねられた。ウェールズでは、2006 年度より、ウェールズ住民以外の英国学生に対してのみ授業料の上限が引き上げられ、ウェールズ住民又は EU 諸国の学生に対しては、上限の引き上げは行なわれなかった。また、北アイルランドでは、全ての学生に対し、上限の引き上げは行われなかった。なお、ウェールズ高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for Wales：HEFCW）および北アイルランドの雇用・学習省（Department for Employment and Learning）が、イングランドにおける OFFA と同様の役割を担っており、基準額を越えて授業料の設定を行う機関に対する確認を行うこととなった。

以後、授業料の設定および適用の範囲は、各行政地域において異なる変遷を遂げている。詳細は、「Ⅱ-8. 授業料」（本編 26 ページ）を参照。

2005 年スコットランド継続及び高等教育法

スコットランドでは、継続及び高等教育機関に対する支援・規制を目的として、2005 年スコットランド継続及び高等教育法（The Further and Higher Education (Scotland) Act 2005）がスコットランド議会により制定された。同法により、スコットランド継続教育カウンシル（Scottish Further Education Funding Council：SFEFC）及びスコットランド高等教育財政カウンシル（Scottish Higher Education Funding Council：SHEFC）が統合され、スコットランド継続及び高等教育財政カウンシル（Scottish Further and Higher Education Funding Council: SFC）（通常、スコットランド財政カウンシルと呼ばれることが多い）が設立された。SFC は、スコットランドのカレッジ及び大学に対し、一元的に財政支援を行っている。

2007 年：DIUS（イノベーション・大学・職業技能省）の設置 [1]

2007 年６月、新たな高等教育担当省として、イノベーション・大学・職業技能省（Department for Innovation, Universities and Skills：DIUS）が設置された。DIUS は科学技術や職業技能、イノベーションへの投資によりイングランドの高等教育の発展に寄与することを使命とし、DfES（旧教育技能省）および旧通商産業省（Department for Trade and Industry）の責任を引き継ぐ形で新設されたものである。

2009 年：BIS（ビジネス・イノベーション・技能省）の設置 [2]

2009 年６月、政府は、世界経済における英国の国際競争力の強化を役割とする新たな組織として、ビジネス・イノベーション・技能省（Department for Business, Innovation and Skills：BIS）を設置した。これは、イングランドにおける DIUS および旧ビジネス・企業・規制改革省（Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform：BERR）の２つの省が統合されて誕生したものであり、英国の経済力強化に向けて一元的に関与することとなった。

BIS は、2009 年４月に前身の DIUS と BERR が共同で発表した政府白書『英国の未来を創る：新しい産業・新しい職』（Building Britain’s Future: New Industry, New Jobs）のなかで掲げられた、英国の国際競争力と生産性向上の推進というテーマに向けて組織的に取り組むこととしている。

2009 年 11 月には、政府が、高等教育の将来発展に向けた新たな枠組みとして『更なる飛躍を目指して』（Higher Ambitions）を発表した。これには、英国の景気回復と長期的な発展のための大学の役割の重要性が示されており、優秀な学生や研究者が英国高等教育機関に集まるよう継続的に取り組むとともに、国際競争力を確保するうえで必要となる高度な技能を提供することなど、世界水準を保持するための戦略が掲げられている。具体的な取組みとしては以下のとおりである。

- 高度な技能の取得に対するニーズを満たす教育プログラムの提供に焦点をあてた大学間の競争
- 教育プログラムへの資源配分やプログラムの計画、学生への財政支援、就職体験に携わるビジネス
- 成人学生において実務経験を経てファウンデーション学位（Foundation Degree）や職業プログラムへの参加が可能になるような、大学でより学びやすくするためのパートタイム学生や社会人学生向けの学位や基礎的学位の導入

---

[1] イングランド以外の高等教育所管庁は、「Ⅱ-6. 高等教育所管官庁および高等教育関係団体」（本編 23 ページ）を参照。

[2] 同上。

- 然るべき能力のあるすべての若年者が高等教育を享受できるような方法のひとつとして、進路の検討に資する大学からの関連データの発信の奨励
- 学生が受講するコースに求める内容や質について大学側の明確な提示を促すための取組み
- 研究におけるクリティカルマスや効果の確保という観点に基づく助成金の重点配分などの継続的な優れた研究の重点化事業を通じた、世界的な研究基盤の持続
- 大学間連携に基づく世界的な研究活動（特に理系分野）の奨励

2）2010 年以降の英国高等教育の動向

2010 年：ブラウン・レビュー

英国の高等教育に関する公的財政および学生財政支援システムに対する独立レビュー。レビューの議長であるブラウン卿の名をとり、「ブラウン・レビュー」として知られている。高等教育の授業料に関する政策や、大学の学部および大学院課程のフルタイムおよびパートタイム学生に対する財政支援システムを中心に、英国の高等教育制度について政府に提言を行った。提言は、ブラウン報告書（原題：Securing a sustainable future for higher education）にまとめられ、2010 年 10 月に発表された。

本レビューを通じて以下の６つの指針が示された。

- 高等教育へより多くの投資を行わなければならない。しかし、高等教育機関は学生に、投資の恩恵をより確信させなければならない。
- 学生の選択肢を増やす必要がある。
- 誰でも高等教育の恩恵を受けることができるようにする。
- 学生は就職するまで経済的負担を負う必要はない。
  - 大学卒業後、年間所得が 21,000 ポンド以上に達してから返済を開始する。
- 返済額は履行可能な額とすべきである。
- パートタイム学生とフルタイム学生との学費に関する公平性を確保すべきである。

2011 年:：高等教育白書『学生中心の高等教育システムを目指して』

2011 年 6 月に、英国ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）が、今後のイングランドの高等教育政策をまとめた白書『学生中心の高等教育システムを目指して』（Student at the Heart of the System）を発表した。

同白書では、次の 4 領域にかかる提案が示されている。

- 高等教育の公的財政に関する政策的改革
- よりよい学生経験の提供
- 社会的流動性の拡大
- 新たな教育機関への規制の縮小・障壁の除去

これらの改革は、大学が学生の学習経験の向上に関する説明責任を負うことを保証していくものである。改革全体としては、学生のニーズに対して新たな方法で自由に対応できる高等教育の実現を目的としている。なお、こうした改革計画は、ブラウン・レビューにおける各種提言の影響を受けている。

高等教育白書は、次のように政府の計画を設定している。

- 学生が出願する前の十分な情報提供、大学での優れた教育の提供、学生の提出する課題や試験に対する評価に関する教員からのフィードバックなどの透明性の確立、学生に対する雇用市場への十分な準備教育の提供。
- 産学連携の卓越性についての見直しの実施。
- 大学のプログラム認定の際に、雇用者の積極的な参画を大学に奨励。
- 教育の質に懸念があった場合にレビューを行うきっかけとなる学生への、大学の更なる説明責任の強化。
- 学生憲章が大学で採用されている程度を確認し、それを将来的に義務化すべきかどうかの検討。
- AAB 等級を持つ成績優秀な志願者に対する入学者数制限の撤廃、また年間平均 7,500 ポンドまたはそれ以下の授業料を設定する機関には、柔軟な入学枠を設定し、2012/13 年度には約 85,000 人の枠を大学間で競争可能にすることで学生数の管理を自由化。
- 低所得家庭などからの学生の公正なアクセスをより加速させるため、教育機会局（Office for Fair Access）に対する資金を適切に措置。
- 学生に対して、より多くの選択肢を提示するため、より広範な機関の高等教育セクターへの参を可能にする。
- 大学に対して規制及び官僚主義の縮小を約束。

2013 年スコットランド ポスト 16 教育法

スコットランドでは、2013 年スコットランド ポスト 16 教育法（The Post-16 Education (Scotland) Act 2013）が制定された。同法では、継続及び高等教育機関の支援と統制、カレッジの地域化、継続及び高等教育の提供方法のレビュー、及び教育訓練における若者の参画に関する情報共有について規定されているとともに、これらの機関の連携を目的としている。

2014 年ウェールズ継続教育・高等教育法（ガバナンスと情報）

ウェールズでは、継続教育機関のガバナンスと、継続及び高等教育の学生に対する情報提供の支援促進を目的として、2014 年ウェールズ継続教育・高等教育法（ガバナンスと情報）（Further and Higher Education（Governance and Information）（Wales）Act 2014）が制定された。

出典： 欧州委員会　*Eurybase: The Education System in England, Wales and Northern Ireland 2007/08 http://www.eurydice.org/*

欧州委員会　*Eurybase: The Education System in Scotland 2007/08　http://www.eurydice.org/*

教育技能省（2003）*The future of higher education*

イングランド高等教育財政カウンシル（2005）*Higher Education in the United Kingdom*

イノベーション・大学・職業技能省（2009）*Departmental Report 2009*

ビジネス・イノベーション・技能省 ウェブサイト　*Announcements - New Department for Business, Innovation & Skills to lead fight against recession and build now for future prosperity http://www.dius.gov.uk/news_and_speeches/announcements/bis*

ビジネス・イノベーション・技能省（2009）*Higher Ambitions*

ビジネス・イノベーション・技能省（2010）*The Impact of Higher Education Finance on University Participation in the UK*

ビジネス・イノベーション・技能省（2011）*Higher Education White Paper - Students at the Heart of the System*

ジョン・ブラウン 卿（2010）*Securing a sustainable future for higher education: An Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance*

内閣府 ウェブサイト *Devolution of powers to Scotland, Wales and Northern Ireland*
https://www.gov.uk/devolution-of-powers-to-scotland-wales-and-northern-ireland

ウェールズ高等教育財政カウンシル（2013）*Fee Plan Guidance 2014/15*

スコットランド財政カウンシル ウェブサイト　*About us*
http://www.sfc.ac.uk/aboutus/aboutus.aspx

英国国立公文書館 ウェブサイト　*http://www.legislation.gov.uk/*

2. 学校教育制度

1）学校教育制度の概要

英国では、様々な教育機関が、初等教育から大学、継続教育カレッジに至る各段階の教育課程を提供している。各教育段階として、初等教育、中等教育、16 歳から 18 歳までの教育、継続教育、高等教育は一般的に以下のとおり説明される。

高等教育	「高等教育」は、多くの大学、高等教育カレッジ、および少数のユニバーシティー・カレッジにおいて提供されている。
継続教育	継続教育カレッジおよび多くのシックスフォーム・カレッジにおいて、幅広い年齢層の学生を対象とした様々な教育課程が提供されている。
16 歳から 18 歳までの教育	16 歳からの教育は、多くの教育機関において行われており、多くの中等学校は、16 歳以上から 18 歳を対象とした「第三次教育（Tertiary education）」を行っている。第三次教育は、シックスフォーム・カレッジまたは第三次教育カレッジ（イングランドおよびウェールズのみ）、継続教育カレッジにおいても実施することが可能である。
中等教育	「中等教育」は、イングランド・ウェールズ・北アイルランドでは 11 歳（スコットランドでは 12 歳）から 16 歳までを対象とした義務教育である。なお、イングランドでは、1997 年９月以降に生まれた者は、18 歳の誕生日までいずれかの教育訓練機関に在籍しなければならない。 ほとんどの児童は 11 歳の時点で初等学校から中等学校へ移るが、地域によっては、８歳（または９歳）から 12 歳（または 13 歳）までの児童を対象としたミドル・スクールを開設している。
初等教育	「初等教育」は、以下の年齢を対象とした義務教育である。 ○ イングランド・ウェールズ … ５歳～11 歳 ○ 北アイルランド … ４歳～11 歳 ○ スコットランド …5 歳～12歳

*出典：*The Education, Audiovisual and Culture Executive Agency (EACEA) ウェブサイト
Eurypedia - The European Encyclopedia on National Education Systems
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php
外務省ウェブサイト *諸外国の地域の学校情報 英国*
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/05europe/infoC51000.html

２）主要学校系統図

英国の行政地域は、それぞれ共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。英国の人口の約９割を占めるイングランドとウェールズの主要学校系統図は、下記の図のとおり。

北アイルランドおよびスコットランドが、イングランド・ウェールズと異なる点はのとおり。

- 初等学校 … 北アイルランドは 4～11 歳対象。スコットランドは 5～12 歳対象。
- 中等学校 … スコットランドは 12～16 歳対象。
- 大学 … スコットランドは通常 4 年制（他地域は３年制）。

イングランドとウェールズにおける主要学校系統図

*出典：*文部科学省ウェブサイト *諸外国の教育統計 平成 26（2014）年版*
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1352615.htm

なお、英国の各行政区域における教育制度体系図は、以下でも確認することができる。

- イングランド：https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/United-Kingdom-England: Overview
- ウェールズ：https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/United-Kingdom-Wales: Overview
- 北アイルランド：https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/United-Kingdom-Northern-Ireland: Overview
- スコットランド：https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/United-Kingdom-Scotland: Overview

3. 高等教育機関の種類・規模

1）高等教育機関の種類

大学（Universities）

大学（Universities）は、その規模、使命、分野構成、歴史において実に多様である。大学は自治権を有する独立組織である。イングランドにおいて古くから存在する大学（いわゆる旧大学）は、国王の勅許状（Royal Charter）、制定法、もしくは議会法によって設立された。枢密院（Privy Council）は、要件を満たす教育機関に対して大学としての地位を与える権限を有する。

旧ポリテクニックは、1992 年継続教育・高等教育法によって、はじめて大学としての地位が与えられた。これらの多くは、長い歴史を持つ職業カレッジにその起源を有するが、「新大学」と称されることがある。これに対し、既存の「旧大学」としては、1950 年代から 1960 年代に設立された大学、19 世紀から 20 世紀初頭にかけて国王の勅許状によって主要都市で設立された「都市型」大学、さらに 19 世紀から 20 世紀半ばにかけて設立されたウェールズ大学の各カレッジなどが含まれる。

大学は、自ら学位を授与する権限を有する。また大学の規模は、学生数 4,500 名から 32,000 名を超える大学まで多様である。なかでも、ロンドン大学は複数のカレッジや教育機関で構成される連合大学として、120,000 名を超える学生を有する。また、パートタイムの学生が遠隔教育により受講するオープン・ユニバーシティーでは、さらに多い 200,000 名以上の学生を擁する。

なお、私立大学はバッキンガム大学の 1 校のみである。

カレッジ（Colleges）

高等教育カレッジ（Higher Education Colleges）もまた、その規模、使命、分野構成、歴史において多様である。また、大学と同様、自治権を有する独立した組織である。なかには、150 年も前に設立されたカレッジもあり、その多くは、教会系カレッジとして創設されたものである。学位授与に関しては、学位や資格を独自に授与するカレッジがある一方、大学や国レベルのアクレディテーション機関によって認証を受けた資格を授与するカレッジもある。

イングランド及びウェールズでは、座学による学位（taught degree）の学位授与権を有し、かつフルタイム換算（full-time equivalent: FTE）で 1,000 名以上（ウェールズにおいては 4000 名以上）の学生を有する高等教育カレッジが、大学としての称号を申請することが認められている。スコットランド及び北アイルランドでは、申請機関は研究学位（research degree）の学位授与権を有

していることが条件であり、通常、フルタイム換算（FTE）で少なくとも 4,000 名以上の学生が在学していなければならない。なお、座学による学位の学位授与権を持つ小規模のカレッジは、枢密院に対し「ユニバーシティー・カレッジ」（University College）の名称を使用する権限を申請することができる。

カレッジの規模は、小規模の専門教育機関から、複数の学問分野を包含する大規模な教育機関まで多様である。多くのカレッジが幅広い分野の教育課程を提供している一方、芸術やデザイン、ダンス・演劇、農業、看護といった１つあるいは２つの学問分野に特化した機関もある。

*出典：*イングランド高等教育財政カウンシル（2005）*Higher Education in the United Kingdom*
イングランド高等教育財政カウンシル（2009）*A guide to UK higher education*
EACEA ウェブサイト *Eurypedia*
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php
高等教育質保証機構ウェブサイト　*Degree awarding powers - guidance and criteria*
http://www.qaa.ac.uk/assuring-standards-and-quality/daput/guidance-and-criteria

2）各種統計

教育機関数（2011 年８月現在）

	高等教育機関	大学 注)
イングランド	131	89
スコットランド	19	14
ウェールズ	11	10
北アイルランド	4	2
計	165	115

注) ウェールズ大学やロンドン大学などの連合大学は、それぞれ１大学として計上されている。また、英国内で運営されている外国の高等教育機関は含まない。オープン・ユニバーシティーは、英国全土で提供されており、本部はイングランドにある。

学生数（就学形態別：2012/13 年）

	学部生		大学院生		計
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	
イングランド	1,140,600	359,270	244,730	200,395	1,944,995
スコットランド	136,060	25,965	30,995	21,765	214,785
ウェールズ	77,055	24,110	15,860	11,755	128,780
北アイルランド	31,960	8,820	4,885	6,050	51,715
計	1,385,675	418,165	296,470	239,965	2,340,275

高等教育機関の教員数（雇用形態別：2012/13 年）

	常勤	非常勤	計
教育のみに従事する者	10,730	36,065	46,795
教育および研究に従事する者	75,710	18,890	94,600
研究のみに従事する者	34,810	7,540	42,350
その他	1,250	590	1,840
計	122,500	63,085	185,585

*出典：*英国大学協会ウェブサイト *Overview of the higher education sector (2013 年 1 月 21 日参照)*
http://www.universitiesuk.ac.uk/UKHESector/Pages/OverviewsSector.aspx
高等教育統計機構（Higher Education Statistics Agency：HESA）
All students by HE institution, level of study, mode of study and domicile 2012/13
Summary of academic staff (excluding atypical) in UK HE institutions 2012/13
http://www.hesa.ac.uk/content/view/1897/239/

４．入学制度の概要

学生数の決定

イングランド、ウェールズ、および北アイルランドでは、高等教育部門全体の総学生数は、政府によって定められることとなっている。その上で、高等教育財政カウンシルが、総学生数の計画に基づき各教育機関へ資金配分を行い、機関それぞれの学生数の目標値を決める。この目標値を決定する目的は、各教育機関が配分を受けた資金に見合う教育活動を行うことを確保することにある。

学問分野によっては、政府の統制を強めているものもある。学部レベルの医学および歯学教育課程は、国家のニーズを満たすために必要とされる医学・歯学の学生数を確実に満たすべく、割り当て制となっている。また、看護および助産師教育に関しては一般に、ある一定の研修生の数について教育機関と契約を交わした保健当局によって財政支出が行われている。

入学要件

学位取得のための伝統的な入学要件は、評定 C 以上の必要な数の中等教育修了証明書（General Certificate of Secondary Education：GCSE）と、2 つないし 3 つの後期中等教育修了証明書（General Certificate of Education Advanced-level：GCE-A）の取得である。これらは現在も若年層が保持する最も一般的な入学資格である。しかし、21 歳以上の志願者が他の資格の提示により入学が認められるケースも多くなっている。

入学にあたっては、他の資格も幅広く認められている。例えば、応用科目における GCE-A レベルの証明書（旧 職業教育修了資格（Vocational Certificate of Education：VCEs）、学位認証機関である Edexcel の BTEC National Qualifications、国際バカロレア資格（International Baccalaureate）などが含まれる。ウェールズにおいては、いくつかのスクールやカレッジにおいてウェールズ・バカロレア資格の取得が可能である。また、上級資格（Advanced qualification）も高等教育機関の入学条件として認められる。

高等教育進学準備課程（アクセスコース：Access course）は、入学希望者に対する別の進学ルートを提供している。当初、このコースは、公式な資格を持たない 21 歳以上の学生向けに導入されたが、2003 年度以降、対象年齢の下限が 19 歳にまで緩和された。一部のアクセスコースでは、コースの修了時に特定の学部課程への入学が保証されている。アクセスコースにおいて取得できる資格に、高等教育進学準備課程ディプロマ（Access to Higher Education Diploma）がある。

多くの教育機関は、十分な経験を有するものの、公式な資格を持たない年齢の高い者からの出願も認めている。その際、学習歴や、職歴を通じて得た非公式な学習経験に対して単位を与える制度（既習歴の認定（Accreditation of Prior Learning：APL）、実習歴の認定（Accreditation of Prior Experimental Learning：APEL））を導入している。

各プログラムの入学要件は各教育機関が個別に定める。これらの条件は、各教育機関の学部案内に記載されている。多くのコースでは、入学資格の一部またはすべてが、特定の学問分野または一定範

囲の分野において、特定の水準にあることを求めている。教育機関およびプログラムが入学試験時にどの程度の競争性を持つかは多様である。例えば、医学、歯学、獣医学や法律など、競争率の高いプログラムにおいては、受験者は追加の試験を必要とされる場合があり、例えば、生物医学入学試験（Bio Medical Admissions Test）や英国臨床適性検査（UK Clinical Aptitude Test）などが挙げられる。

大学・カレッジ入学サービス（Universities and Colleges Admissions Service：UCAS）は、2002 年に高等教育の入学要件を表す得点システムを導入した。「UCAS Tariff」と呼ばれるこのシステムは、スコットランドおよびアイルランドの資格、ウェールズ・バカロレア、国際バカロレア、および他の数種の職業資格などの異なる資格の比較可能性を制度化したものである。ただし、高等教育機関がこの方式に従ってそれぞれの入学要件を表す義務を課すものではない。

なお、いかなる場合においても、受験者に対して入学許可の決定を下すのは個々の教育機関である。

入学プロセス

UCAS は、英国のすべての高等教育機関におけるフルタイムの学部課程（第一サイクル）への入学申請手続きに関する情報センターの役割を担っている。UCAS は、有限保証責任会社・公益団体として、受験生に対して進路選択に係る機関情報や入学要件等の情報を提供している。なお、UCAS 自身が入学要件を定めたり、入学者決定を行うことはない。

９月入学を希望する受験者は、同年の１月 15 日までに UCAS に願書を提出することとなる。（オックスフォード大学・ケンブリッジ大学、または医学、歯学、獣医学の各課程については、10 月 15 日までとなっている。）願書には最大５つの希望する教育課程を記入することができるが、（医学、歯学、獣医学などの各課程については最大４つ）願書自体の提出は毎年１回に限られている。

願書の添付資料として、全国的に認められた入学試験制度の成績とともに、受験者本人が作成する身上書および受験者の高等教育への適性を評価した推薦書が必要となる。スクールやカレッジの卒業後すぐに高等教育機関への進学を希望する学生は、最終的な成績が判明する前に願書の提出が必要となるため、スクールまたはカレッジからの推薦書には見込みの成績が記載されることになる。願書に記載された各教育機関は、これらの情報をもとに選考を行い、必要に応じて面接を実施し、合否を決定する。受験者が入学試験の成績をまだ取得していない場合は、条件付き合格の扱いとなり、取得を求める成績内容が具体的に示される。８月半ばに試験結果が公表されたのち、受験者が条件を満たしていると確認できた場合に、入学許可が正式に下される。教育機関から許可を得ていない、あるいは入学許可が確定していない受験生に対しては、UCAS が欠員のある教育課程の入学募集を行うこととなる。このサービスは「クリアリング」（Clearing）と呼ばれている。

UCAS は、パートタイムや大学院課程の入学手続を取り扱っておらず、これらの受験者は、教育機関へ直接願書を提出することとなる。

スコットランドにおける一般的な高等教育課程への入学要件として、スコットランド資格機構（Scottish Qualifications Authority：SQA）が実施する高等・上級高等レベルの全国入学試験（National Qualifications Higher or Advanced Higher level examinations）での A から C 判定の成績またはこれに相当する成績が求められる。また、それぞれの教育課程において、受験生に対して指定された成績を修めていることを要求することが多い。GCSE および GCE-A レベル、またはこれに準ずる成績も認められている。特に、全国高等サーティフィケート（Higher National

Certificate：HNC）や全国高等ディプロマ（Higher National Diploma：HND）においては、所定の国家資格（National Certificate）（カレッジ・コースにて取得可能）取得を要件とするコースもある。

UCAS は、スコットランドにおいても高等教育機関への入学願書に係る手続を行っており、受験者からの願書を UCAS で一旦とりまとめたのちに個々の教育機関へ送付することにより、受験者が一枚の願書で複数の機関へ願書が提出できるようになっている。芸術・デザイン、ソーシャルワークなど、教育課程によっては別の入学手続を導入していることもある。その場合は『スコットランド高等教育入学ガイド』（Entrance Guide to Higher Education in Scotland）に詳細が掲載されることとなっている。なお、スコットランド外からの願書については、個別に入学要件の確認・検討がなされる。

各高等教育機関は、入学希望者や学業から離れた者からの願書も積極的に受け付けており、こうした学生向けに特別コースを幅広く準備している。いわゆる「アクセス・コース」と呼ばれる課程には、修了時に SQA の資格の取得につながる様々なユニット・コースが含まれる。多くのアクセス・コースでは、修了時に高等教育機関への入学が保証されている。

*出典：*EACEA ウェブサイト *Eurypedia*
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php

高等教育進学準備課程ウェブサイト　*https://www.accesstohe.ac.uk/*

UCAS ウェブサイト　*How to add an Access course to your application*
http://www.ucas.com/how-it-all-works/mature-students/applying-university-or-college

5. 教育課程および学位・資格

1）教育課程の概要および学位・資格

高等技術教育課程

全国高等ディプロマ、全国高等サーティフィケート、高等教育ディプロマ（DipHE）につながる高等技術者、経営者及び監督者レベルの課程は、通常 1～2 年を要する。また、2001 年より導入されたファウンデーション学位は、学生に対してビジネスに関連する知識やスキルを提供し、フルタイムコースで、通常２年を要する。この課程は、中級レベルにおけるスキル不足への対応や、高等教育への参加の拡充、および生涯学習の促進を目的としている。なお、ファウンデーション学位の授与権は、枢密院によって継続教育機関に与えられる（ただし、６年間の時限付）。

《取得できる学位・資格の例》
- ファウンデーション学位（Foundation degrees）
- 高等教育ディプロマ（Diplomas of Higher Education：DipHE）
- 全国高等ディプロマ（Higher National Diplomas：HND）
- 全国高等サーティフィケート（Higher National Certificates：HNC）

学部課程

学部課程入学時の通常の最低年齢は 18 歳、またスコットランドでは 17 歳である。

イングランド、ウェールズおよび北アイルランドにおいては、第一学位課程の修了には通常３年を

要する。学外での実務研修期間を含むサンドイッチ・コースは、特定の専門課程と同様、通常４年となる。医学、歯学、建築学などのいくつかの職業学位は、より長い教育訓練の期間が設けられている。スコットランドの学部課程には、一般の学位につながる３年制課程と、優等学位につながる４年制課程の両者がある。

《取得できる学位・資格の例》
- 優等学士（Bachelor’s degrees with honours）
- 学士（第一学位）（Bachelor’s degrees（First Degree））
- 教育学の専門サーティフィケート（Professional Graduate Certificate in Education：PGCE）
- グラジュエート・ディプロマ（Graduate diplomas）
- グラジュエート・サーティフィケート（Graduate certificates）

大学院教育課程

大学院課程は非常に多様であり、講義を中心としたもの、研究プログラムを通じて行われるもの、あるいは両者を組み合わせたもの、またフルタイム、パートタイムの形態など様々である。大学院レベルの座学課程（Taught programme）は通常、フルタイムで１年、またはパートタイムで２年の課程となる。研究課程（Research programme）は通常、フルタイムで３年、またはパートタイムで４年以上の修業となっている。最終的に論文提出を求めることが一般的である。

2001 年に伝統的な博士課程に代わり、新しい教育課程が導入された。これは、特定の研究プロジェクトの実施に、これに関連する選択科目のコースワークと研究上の研修を組み合わせたものであり、３年から４年をかけて修了するものである。学生には、求職時の自己アピールの際や研究職を目指す場合に必要な個人の資質や高度なスキルを向上させる機会ともなる。

《取得できる学位・資格の例》
- 博士（Doctoral degrees）
- 修士（Master’s degrees）
- 統合修士（Integrated master’s degrees）
- 薬学・歯学・獣医学における第一資格（第一学位）（Primary qualifications (first degrees) in medicine, dentistry and veterinary science）
- 大学院ディプロマ（Postgraduate diplomas）
- 教育学の大学院サーティフィケート（Postgraduate Certificate in Education：PGCE）
- 教育学の大学院ディプロマ（Postgraduate Diploma in Education：PGDE）
- 大学院サーティフィケート（Postgraduate certificates）

2）単位・資格枠組

英国の一般的資格・職業資格全般に関する国レベルの枠組みとして、イングランド、ウェールズ、および北アイルランドを対象とする「資格・単位枠組（Qualifications and Credit Framework：QCF）」、およびスコットランドを対象とする「スコットランド単位・資格枠組（Scottish Credit and Qualifications Framework：SCQF）」という、２種類の枠組みが存在する。

高等教育における資格や学位の共通枠組みとしては、イングランド、ウェールズ、および北アイル

ランドを対象とする「高等教育資格枠組（The framework for higher education qualifications : FHEQ））」およびスコットランドを対象とする「スコットランド高等教育資格枠組（The framework for qualifications of higher education institutions in Scotland：FQHEIS）」が存在し、QCF および SCQF とそれぞれ互換性を有している。

高等教育の文脈では、これらの枠組は、大学が学位・資格の称号を統一的に使用すること、および新たに導入される学位・資格を適切なレベルに割り当てる際のツールとして活用されている。したがって、この枠組は、教育課程の水準を設定し、評価するための重要な規準となっており、学外審査員や高等教育質保証機構（QAA）の評価担当者が評価を行う際にも活用されている。また、受験生や雇用者のガイドとして利用されることも意図しており、異なる資格同士がどのような関係をもっているのか、あるいは進路選択の際に次のステップがどこであるのか、枠組から読み取れるようになっている。

資格・単位枠組（Qualifications and Credit Framework：QCF）

イングランド、ウェールズ、および北アイルランドでは、1997 年に「全国資格枠組（National Qualifications Framework：NQF）」が導入され、2011 年に「資格・単位枠組（Qualifications and Credit Framework：QCF）」に移行した。QCF は、各地域の資格・試験監督機関（イングランド：Ofqual（Office of the Qualifications and Examinations Regulator）、北アイルランド：CCEA（Council for the Curriculum, Examinations and Assessment）、ウェールズ：DCELLS（Department for Children, Education, Lifelong Learning and Skills））が協働して策定・監督するものである。

QCF では、職業教育・訓練や、一般・中等教育が取り扱われ、Ofqual、DCELLS および CCEA によって認定された資格のみ含まれている。全ての職業資格（vocational qualifications）は、「ユニット（unit）」で構成され、各ユニットには、相当の「単位（Credits）」が設定されている。１単位は 10 時間の学習を意味しており、学習者は、資格取得に必要とされるおおよその時間を、単位数から把握することができる。それぞれの資格には、こうした資格獲得に必要な単位数を示す「サイズ（size）」と、資格の難易度を示す「レベル（level）」の情報が設定されている。

サイズ（学習時間）… 資格は、必要とされる単位数により、アワード（Awards）（1～12 単位）、サーティフィケート（Certificates）（13～36 単位）、ディプロマ（Diplomas）（37 単位以上）の３種類に分類できる。１単位は 10 時間の学習を意味しており、学習者は、資格取得に必要とされるおおよその学習時間数を、サイズから把握することができる。

レベル（難易度）… 「Entry」（入門）から始まり、１から８の９段階に分かれている。「Entry」レベルは３段階に分かれており、低いレベルの資格もサポートしている。また、レベル４から８までが、高等教育に対応しており、レベル８が博士課程において期待される学習内容、以下、7…修士、6…学士課程の後期、5…ファウンデーション学位課程の後期および学士課程の中期、4…高等教育の初期となっている。

図：QCF の構造

出典：イングランド試験監督機関（2008）*Regulatory arrangements for the Qualifications and Credit Framework*

QCF は、学習者に、単位の互換を可能としている。例えば、学習を継続したり、新しいプログラムを始めたりする場合、すでに終えた学習分については、繰り返し学習する必要はない。しかし、獲得した単位数が他の学習団体や授与団体に自動的に受け入れられるわけではなく、単位互換の可否や受け入れる単位数は、教育団体、また資格や分野の内容によって、個別に決定される。

大学や他の高等教育機関が授与する高等教育の資格（学士、修士、博士等）は、２001 年に導入された「高等教育資格枠組（The framework for higher education qualifications : FHEQ））」において取り扱われている。FHEQ は、一般教育および職業資格を取り使う QCF とは別に定められ、QAA が開発・維持を行っている。FHEQ では、5 段階のレベルが設定されている（最初の 3 段階が学部レベル（undergraduate）、残りの 2 段階が大学院レベル（postgraduate））。各段階には、レベル４からレベル８までの番号付けがされており、これが QCF における高いレベルの資格（レベル４～８）に対応している（次ページの図および本編 21 ページの表を参照）。FHEQ の各レベルに分類される資格の名称例は、「Ⅲ-４-２）クオリティ・コード」（本編 40 ページ）を参照。

英国の高等教育資格枠組の基本的な前提として、資格は、修了までの年数ではなく、知識、理解、能力といった学習成果の達成度に基づいて授与される。この前提において、資格記述（ディスクリプター：Qualification descriptors）が重要な役割を果たしている。英国の高等教育資格枠組には、この資格記述が含まれており、資格の種類ごとに、知識や理解といった最低限の学術水準を示すとともに、資格取得者に期待される能力について記述している。プログラムにおける学習成果は、関連する資格記述に沿ったものでなくてはならない。資格記述は、高等教育機関が個々のコースを設置する際の枠組みを決定するための、参照基準を提供している。

図：QCF の構造および FHEQ との関係

出典：イングランド試験監督機関 ウェブサイト *Explaining Qualifications*
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+/www.ofqual.gov.uk/2368.aspx

FHEQ は、主要な資格の称号によって表される学習成果に基づいた資格枠組みであるが、単位・資格枠組と統合しておらず、また、単位制に頼っていない。これは、イングランドの全ての学位授与団体が単位制を導入しているわけではないからである。

しかし、単位枠組は、英国の高等教育資格枠組と対応する各レベルにおいて、典型的な資格に必要とされる最小単位数のガイダンスを提供している。こうした単位枠組におけるガイダンスは、英国教育セクター全体において、単位授与の一貫したアプローチを手助けしている。

学業成績として単位制を導入している英国の高等教育機関では、1 単位を概念上の 10 時間の学習を意味することで合意している。学習時間には、授業、自己学習、復習、試験などすべての学習に係る形態が含まれる。単位は、モジュール、ユニット、または資格コースの修了を証するものとして学生に付与されることから、単位を取得するにあたっては一定の学習成果を満たさなければならないことを意味している。また、学生は、試験で最低の基準を超えなければならない（これは Threshold や Pass として表現される）。試験で求められる最低の基準は、高等教育機関が策定する試験の規則で定められている。

スコットランド単位・資格枠組（Scottish Credit and Qualifications Framework：SCQF）

QCF と同様の仕組みとして、スコットランドでは、「スコットランド単位・資格枠組（Scottish Credit and Qualifications Framework：SCQF）」が設定され、有限会社 SCQF Partnership が維持・運用を行っている。

SCQF のレベル（難易度）は、1 から 12 までの 12 段階のレベルに分けてられている。このうち、レベル 7 から 12 までが、高等教育の対象となっており、レベル１２が博士課程において期待される学習内容、以下、11…修士、10～9…学士課程の後期、8…ファウンデーション学位課程の後期および学士課程の中期、7…高等教育の初期となっている。また、QCF と同様に、SCQF はユニットの修了時に付与される単位数に基づいて設計されており、1 単位は 10 時間の学習を意味している。

なお、スコットランドでは、高等教育の資格の共通枠組みとして、「スコットランド高等教育資格枠組（The framework for qualifications of higher education institutions in Scotland：FQHEIS）」が QAA により示されている。FQHEIS は、SCQF に組み込まれており、必要単位についても言及している。スコットランドでは、全ての学位授与団体において、FQHEIS および SCQF で示されている単位の取扱いが適用されている。また、FQHEIS は SCQF と入れ子構造になっているため、SQCF の一般・中等教育より上のレベルと対応する形で、レベル７からレベル１２までの番号が付けられている（本編 21 ページの表および「Ⅲ-４-２）クオリティ・コード」（本編 40 ページ）を参照参照）。

FQHEIS においても、各レベルにおける主要な資格の目的と学習成果の一般的な期待事項が資格記述によって述べられており、同じレベルまたは違うレベルにおける他の資格との違いが、明確に示されている。資格記述は、以下の３つのパートからなる。

- パート１　…　資格の一般的な記述
- パート２　…　資格を授与した学生に期待される一般的な成果、達成度の説明
- パート３　…　典型的な学生において発達が期待される幅広い能力の説明

資格記述は、資格保持者の一般的能力に関心のある雇用者等の助けとなるとともに、高等教育機関が個々のコースを設置する際の枠組みを決定するための、参照基準を提供している。

３）成績証明書

各高等教育機関は、学生に対し、積み重ねた単位を記録として提供しており、多くの場合、成績証明書（Transcripts）として、一年ごと、もしくはプログラムの修了時、またはその両者の時点で作成される。これは、特に、学習を一時中断したのち再び学業に戻る予定の学生や、単位互換を希望する学生にとって、有益な証書となり得る。

成績証明書の形式は多様である。しかし、欧州高等教育制度における統一性と比較可能性の拡大を目指すボローニャ・プロセスの一環として、英国のすべての高等教育機関は、欧州学位証書補足資料（ディプロマ・サプリメント：European Diploma Supplement）を発行する方向へ進んでいる。

高等教育達成レポート（Higher Education Achievement Report：HEAR）という電子文書を卒業生に対して発行する高等教育機関が年々増加している。HEAR は、英国の伝統的な学位の分類の補足として、学習成果等の詳細な記録を提供している。高等教育アカデミー（HEA）が実施・維持を担当しており、イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）による資金提供を受けている。

４）学位授与権

英国では、高等教育の学位・資格は、国家が授与するのではなく、個々の教育機関が授与するものとなっている。すべての大学は、独自に教育課程を策定し、学位を授与する法的な権限を有するとともに、学位授与要件も独自に決めている。こうした権限のない高等教育カレッジおよび専門教育機関は、権限の委譲により、学位授与権を有する教育機関の学位につながる教育プログラムを提供している。

英国における資格・単位枠組のレベル比較表

高等教育資格枠組（FHEQ）* 【イングランド、ウェールズ、北アイルランド】 レベル***		資格・単位枠組（QCF）/全国資格枠組（NQF） 【イングランド、ウェールズ、北アイルランド】 レベル		スコットランド単位・資格枠組（SCQF）/ スコットランド高等教育資格枠組（FQHEIS）**【スコットランド】 レベル	
8	Doctoral Degrees	8	Vocational Qualifications Level 8	12	Doctoral Degrees, Professional Apprenticeship, Professional Development Award (PDA), Award
7	Master's Degrees, Integrated Master's Degrees, Postgraduate Diplomas, Postgraduate Certificate in Education (PGCE), Postgraduate Certificates	7	Vocational Qualifications Level 7	11	Master's Degrees, Integrated Master's Degrees, Professional Apprenticeship, SVQ 5, PDA, Postgraduate Diplomas, Postgraduate Certificates, Award
6	Bachelor's Degrees with Honours, Bachelor's Degrees, Professional Graduate Certificate in Education (PGCE), Graduate Diplomas, Graduate Certificates	6	Vocational Qualifications Level 6	10	Bachelor's Degrees with Honours, Professional Apprenticeship, PDA, Graduate Diplomas, Graduate Certificates, Award
				9	Bachelor's/Ordinary Degrees, Technical Apprenticeship, PDA, SVQ 4, Graduate Diplomas, Graduate Certificates, Award
5	Foundation Degrees, Diplomas of Higher Education (DipHE), Higher National Diplomas (HND)	5	Vocational Qualifications Level 5, Higher National Diplomas (HND)		
				8	Higher National Diploma (HND), Diplomas of Higher Education (DipHE), Technical Apprenticeship, PDA, SVQ 4, Award
4	Higher National Certificates (HNC), Certificates of Higher Education (CertHE)	4	Vocational Qualifications Level 4, Higher National Certificates (HNC)		
				7	Higher National Certificate (HNC), Modern Apprenticeship, PDA, SVQ 3, Certificates of Higher Education (CertHE), Scottish Baccalaureate, Advanced Higher, Award
		3	Vocational Qualifications Level 3, GCE AS and A Level, Advanced Diplomas (England)		
				6	Higher, Modern Apprenticeship, SVQ 3, PDA, National Progression Award (NPA), National Certificate, Award
		2	Vocational Qualifications Level 2, GCSEs at grade A*-C, ESOL skills for life, Higher Diplomas (England), functional skills Level 2 (England) (English, mathematics & ICT), Essential Skills Qualifications (NI)	5	National 5, Intermediate 2, Modern Apprenticeship, SVQ 2, NPA, National Certificate, Award
		1	Vocational Qualifications Level 1, GCSEs at grade D-G, ESOL skills for life, Foundation Diplomas (England), functional skills Level 1 (England) (English, mathematics & ICT), Essential Skills Qualifications (NI)	4	National 4, Intermediate 1, SVQ 1, NPA, National Certificate, Award
		Entry	Entry Level Certificates (sub levels 1-3), ESOL skills for life, functional skills Entry Level (England) (English, mathematics & ICT), Essential Skills Qualifications (NI)	3	National 3, Access 3, NPA, National Certificate, Award
				2	National 2, Access 2, NPA, National Certificate, Award
				1	National 1, Access 1, Award

* FHEQ の各レベルで示される資格の名称例は、「Ⅲ-4-2）クオリティ・コード」（本編 40 ページ）を参照。

** FQHEIS はレベル7～12のみ対応。

*** 高等教育進学準備課程ディプロマ（Access to Higher Education Diploma）（詳細は、「Ⅱ-4. 入学制度の概要（13 ページ）」および「Ⅳ-3-2）（4）高等教育進学準備課程ディプロマの認証機関の監督（57 ページ）参照」）は QAA により規制されているが、後期中等教育修了証明書（General Certificate of Education Advanced-level ： GCE-A ）や上級資格（Advanced qualification）と同様に、レベル3の資格であるため、FHEQ には含まれない。

出典：高等教育質保証機構（2014）*Qualifications can cross boundaries* を元に機構が作成

5）学習成果のアセスメント

高等教育においては、「アセスメント」（Assessment）とは個人の知識、理解度、能力やスキルを査定するプロセスを意味する。アセスメントは、目的に応じて様々な形式により行われている。QAAが、英国高等教育のための質規範（クオリティ・コード）において、学習成果のアセスメントおよび既修得学習の認定にかかるガイダンスを提供している（パート B 第 6 章）。クオリティ・コードの同章では、期待事項として、「高等教育プロバイダーは、既修得学習の認定を含めて、全ての学生が、単位または資格獲得のために意図された学習成果をどの程度達成できたかを実証できる、公平で、有効な、信頼できるアセスメントの手順を踏む」ことが求められている。このほか、期待される学習成果の達成状況のアセスメントの計画・実施にあたり重要と判断される一連の指針が示されている。

*出典：*EACEA ウェブサイト　*Eurypedia*
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php

高等教育質保証機構（2014）*Qualifications can cross boundaries*
http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/qualifications-can-cross-boundaries.pdf

イングランド試験監督機関 ウェブサイト *Explaining Qualifications*
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+/www.ofqual.gov.uk/2368.aspx

イングランド試験監督機関（2008）*Regulatory arrangements for the Qualifications and Credit Framework*

スコットランド単位・資格枠組 ウェブサイト *Background to SCQF*
http://scqf.org.uk/about-us/background-to-scqf/

イングランド高等教育財政カウンシル（2005）*Higher Education in the United Kingdom*

イングランド高等教育財政カウンシル ウェブサイト　*Higher Education Achievement Report*
http://www.hefce.ac.uk/whatwedo/lt/enh/hear/

高等教育達成レポート ウェブサイト *http://www.hear.ac.uk/*

高等教育質保証機構（2006）*Academic credit in Higher Education in England 2006*

高等教育質保証機構（2013）*Quality Code - Chapter B6: Assessment of students and the recognition of prior learning*

高等教育質保証機構（2014）*Qualifications can cross boundaries*
http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/qualifications-can-cross-boundaries.pdf

高等教育質保証機構（2014）*UK Quality Code for Higher Education, Part A: Setting and Maintaining Academic Standards: The Frameworks for Higher Education Qualifications of UK Degree-Awarding Bodies*

高等教育質保証機構（2014）*The framework for qualifications of higher education institutions in Scotland*

英国大学協会（2008）*Quality and standards in UK universities: A guide to how the system works*

ロンドン・シティ・ギルド協会（2009）*An Introduction to the Qualifications and Credit Framework (QCF)*　*http://www.sctp.org.uk/documents/QCF-intro-booklet-web.pdf*

Accredited Qualifications　ウェブサイト
http://www.accreditedqualifications.org.uk/

スコットランド単位・資格枠組 ウェブサイト
http://scqf.org.uk/the-framework/scqf-credit-points/

６. 高等教育所管官庁および高等教育関係団体

政府組織

政府組織は、高等教育全体の公共政策に対する責任を負っている。また、高等教育機関向けの公的資金の提供も行う。

- イングランド：ビジネス・イノベーション・技能省
  （Department for Business, Innovation and Skills：BIS） http://www.bis.gov.uk
- スコットランド：スコットランド政府
  （The Scottish Government）http://www.scotland.gov.uk
- ウェールズ：ウェールズ議会政府
  （The Welsh Assembly Government）http://www.wales.gov.uk
- 北アイルランド：雇用学習省
  （Department for Employment and Learning：DEL）http://www.delni.gov.uk

高等教育財政カウンシル

イングランド、ウェールズ、およびスコットランドでは、高等教育財政カウンシルによって政府の資金が分配されており、カウンシルが政府省庁と高等教育機関との間の中間組織として機能している。

- イングランド高等教育財政カウンシル
  （Higher Education Funding Council for England：HEFCE）http://www.hefce.ac.uk
- ウェールズ高等教育財政カウンシル
  （Higher Education Funding Council for Wales：HEFCW）http://www.hefcw.ac.uk
- スコットランド財政カウンシル
  （Scotland Founding Council：SFC）http://www.sfc.ac.uk
- 北アイルランド議会
  （Northern Ireland Assembly） http://www.niassembly.gov.uk

代表団体

- 英国大学協会（Universities UK：UUK）http://www.universitiesuk.ac.uk
  英国の大学の業務を促進・支援している団体。
- 高等教育カレッジ連合（GuildHE）http://www.guildhe.ac.uk
  イングランドおよび北アイルランドの高等教育カレッジの代表団体。英国高等教育の特徴と多様性を踏まえ、UUK 等の諸団体と協働。
- ウェールズ高等教育カウンシル（Higher Education Wales）http://www.hew.ac.uk
  ウェールズの高等教育機関の代表団体。
- スコットランド大学協会（Universities Scotland）
  http://www.universities-scotland.ac.uk
  スコットランドの高等教育機関の代表団体。

質保証機関

- 高等教育質保証機構（The Quality Assurance Agency for Higher Education：QAA）
  http://www.qaa.ac.uk

〈留学生受入のためのアクレディテーションまたはレビューを実施する指定団体・機関〉

留学生を受け入れる教育機関は、英国内務省（Home Office）指定の下記のいずれかのアクレディテーション団体においてアクレディテーションを受審するか、後述する指定機関から教育監督を受け、留学生受入のためのスポンサー資格を得なければならない。詳細は「Ⅲ-5-3）教育監督」（本編 48 ページ）を参照。

［指定アクレディテーション団体］

- 英国アクレディテーション（Accreditation UK）：語学学校対象
- 語学サービスのためのアクレディテーション団体（Accreditation Body for Language Services：ABLS）：語学学校対象
- ブリティッシュ・アクレディテーション・カウンシル（The British Accreditation Council：BAC）：独立した継続・高等教育（および訓練）プロバイダー対象
- 国際カレッジのためのアクレディテーション・サービス（Accreditation Service for International Colleges：ASIC）：遠隔教育を含む様々な教育機関・コース対象

［教育監督（Educational Oversight）を実施する指定機関］（QAA を含む。）

- 教育水準事務局（Office for Standards in Education：Ofsted）：イングランド対象
- スコットランド教育監査局（HM Inspectorate of Education）：スコットランド対象
- ウェールズ教育・訓練監査局（Her Majesty's Inspectorate for Education and Training in Wales：Estyn）：ウェールズ対象
- 教育・訓練監査局（Education and Training Inspectorate）：北アイルランド対象
- 私立学校監査局（Independent Schools Inspectorate：ISI）：全地域対象
- ブリッジ学校監査局（Bridge Schools Inspectorate）：全地域対象
- 学校監査サービス（School Inspection Service）：全地域対象

外国の資格・学位認証機関

- UK NARIC　http://www.ecctis.co.uk/naric/default.aspx
  外国の学術資格、職業資格および専門資格についての情報提供や助言を担う英国の代表機関。

ミッション・グループ

英国の大学は役割的、地理的に多様であるが、それらの多くは、共通の利益を備えたグループを形成している。これらには、地域の大学協会や、いわゆる「ミッション・グループ」と呼ばれる、様々な大学団体が含まれる。代表的なミッション・グループは以下のとおり。

- The Russel Group　　http://www.russellgroup.ac.uk/
  ラッセル・グループは、英国トップクラスの 24 大学[3]で構成。優れた研究や卓越した教学経験の創出に尽力するとともに、ビジネス界や公共セクターとの強固な関係維持に努める大学が加盟しており、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学が含まれる。グループの目的は、世界最先端の研究と教育を通じて、影響力を与え続ける最適な条件を加盟大学が持っていることを保証することにある。なお、最初の会合を行った場所であるロンドンのラッセルホテルがグループ名の由来となっている。

- Million+　　http://www.millionplus.ac.uk/
  Million+は大学のシンクタンクである。高等教育における複雑な問題解決を支援し、政策が英国の世界一流の大学制度としての潜在能力を反映することを保証する。1992 年にポリテクニックから大学に昇格した機関を中心に構成されている。

- The University Alliance　　http://www.unialliance.ac.uk/
  University Alliance は、2006 年に設立され（名称の採択は 2007 年）、高等教育セクターの現状や長期的持続可能性に影響しうる問題に対し、課題解決型アプローチをとっている。最も革新的で、起業的精神を持つ 20 大学[4]から構成される。加盟大学では、産業界や専門家と連携し、起業家学習や研究環境を作り出す革新的な取組みを行っている。

*出典：*イングランド高等教育財政カウンシル（2005）　*Higher Education in the United Kingdom*

高等教育質保証機構（2009）　*An introduction to QAA*

英国大学協会 ウェブサイト *http://www.universitiesuk.ac.uk/linksforstudents/*

英国入国管理局（2014）*Tier 4 of the Points Based System Guidance for Sponsors*
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/347285/Document3_Sponsor_Duties_and_Compliance_01-07-14.pdf

ブリティッシュ・カウンシル　ウェブサイト　*16 歳までの教育：学校選択*
http://www.educationuk.org/japan/articles/16-and-under-choosing-a-school/

高等教育質保証機構　ウェブサイト　*UK regulatory bodies*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/corporate-governance

7. 学生自治会

学生自治会は、学生団体の社会的・組織的な活動の管理に当たる組織であり、その多くは、大学からは独立した組織として学生の手によって運営されている。自治会の目的は、学内の諸問題に関して学生の意見を代表することにあり、時に地域・国レベルの問題を扱うこともある。また、様々な学生サービスを提供する責任も負っている。学生は、種々の委員会、カウンシルや総会を通じて自治会の管理運営に関与し、役員として選出される場合もある。代表的な役職としては、会長、副会長、会計役、事務局長、社会委員会、広報、または男女平等、機会均等に関する代表などがある。

学生自治会はほとんどの大学に存在し、その多くは全国学生ユニオン（National Unions of Students：NUS）に加盟している。NUS は任意の会員組織であり、英国全土の高等教育機関・継続

[3] ラッセル・グループのウェブサイトより引用　*http://www.russellgroup.ac.uk/home/*
[4] University Alliance のウェブサイトより引用　*http://www.unialliance.ac.uk/*

教育機関の自治会の 95%以上に当たる 600 の学生自治会の連合体で構成される。学生個人の生活や自治会の活動を営むうえで重要な役割を果たすとともに、700 万人以上の学生の利益を代表している。

スコットランドでは、SPARQS（Student Participation in Quality Scotland）が、学習経験の質およびガバナンスについての意見決定の中心に学生を据えるための活動を行っている。SPARQS は、スコットランド財政カウンシルによって設立され、全国学生ユニオン・スコットランド支部として、幅広い層から構成された実行委員会によって運営されている。

*出典：*Higher Education and Research Opportunities（HERO）ウェブサイト
Student unions　http://www.hero.ac.uk
全国学生ユニオンウェブサイト *About NUS　http://www.nus.org.uk*
SPARQS（スコットランド・質における学生参加支援機関）ウェブサイト
About us　http://www.sparqs.ac.uk/

8. 授業料

英国および EU の学生のうち、フルタイムの学部学生（第 1 サイクル）に課される授業料は、英国の各行政区域ごとに政府が規定している。パートタイムの学生、留学生、大学院生に対する授業料は規定されておらず、教育機関が独自に定めている。1998 年教育・高等教育法（The Teaching and Higher Education Act 1998）のもと、1998 年度より、フルタイムの学部入学生に対し、上限を 1,000 ポンドとし、はじめて家庭の収入に応じた授業料の徴収が行われた。

イングランドでは、2004 年高等教育法（The Higher Education Act 2004）のもと、授業料の上限が引き上げられ、2006年度より、年間 3,000 ポンドを上限として授業料を徴収することが可能となった。その後、年間授業料の上限額を規定する規則を 2012 年度から変更することが、2010 年 12 月に議会によって承認され、高等教育機関は最大 9,000 ポンドを上限とする授業料を徴収することができるようになった。なお、設定された基準額（下記表参照）を越えて授業料を課す機関は、入学や学生数確保の改善が機能している旨が OFFA によって承認されなければならない。

ウェールズでは、2006 年度に、ウェールズ住民以外の英国学生に対してのみ授業料の上限が引き上げられた。しかし、イングランドにおける授業料値上げ計画の発表を受けて、ウェールズ政府が、英国内外の学生に対し、ウェールズの機関がより高い授業料を徴収することを可能にする仕組みを承認し、2012 年度には、授業料の上限が 9,000 ポンドとなった。なお、ウェールズでは、基準額を越えて授業料を課す機関は、ウェールズ高等教育財政カウンシル（HEFCW）によって授業料計画を承認されなければならない。

北アイルランドでは、2006 年時点は授業料の上限額の引き上げは行わなかったが、その後、イングランドにおける授業料値上げ計画の発表を受けて、国会で授業料に関する政策論議および公開協議が行われた。その結果、北アイルランド政府は、授業料をインフレ率に沿って上昇させることと発表し、2012 年度の授業料について、北アイルランド住民および EU 諸国からの学生である場合は最大 3,465 ポンド、北アイルランド住民以外の英国学生の場合は最大 9,000 ポンドとした。なお、北アイルランドでは、基準額を越えて授業料の設定を行う機関は、雇用・学習省（Department for Employment and Learning）によって承認されなければならない。

スコットランドでは、スコットランド住民および EU 諸国からの学生の授業料の徴収が、2000 年

度より廃止されている。2014 年度の学部学生の標準授業料は 1,820 ポンドであるが、スコットランド住民および EU 諸国からの学生の授業料は、スコットランド学生奨学金機構（Student Awards Agency for Scotland：SAAS）[5]を通して、スコットランド政府が全額負担する仕組みを採っている。なお、スコットランド住民以外の英国学生に対する授業料の上限は、最大 9,000 ポンドとなっている。

2014 年度の各行政区域の授業料については、以下のとおり。

授業料（上限額・基準額）（2014/15 年度）

	上限額		基準額
	行政区域内•EU 諸国の学生	行政区域外の英国学生	
イングランド	£9,000		£6,000
ウェールズ	£9,000		£4,000
北アイルランド	£3,685	£9,000	£1,465
スコットランド	―	£9,000	£1,820

出典： EACEA ウェブサイト *Eurypedia*
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php

The Complete University Guide ウェブサイト *University Tuition Fees*
http://www.thecompleteuniversityguide.co.uk/university-tuition-fees/

The Official Gateway to Scotland ウェブサイト Fees, funding and Visa applications
http://www.scotland.org/study-in-scotland/fees-funding-and-visa-applications/

スコットランド政府　ウェブサイト　*Financial help for students*
http://www.scotland.gov.uk/Topics/Education/UniversitiesColleges/16640/financial-help

ビジネス・イノベーション・技能省（2010）*The Impact of Higher Education Finance on University Participation in the UK*

ウェールズ高等教育財政カウンシル（2013）*Fee Plan Guidance 2014/15*

英国国立公文書館 ウェブサイト　*http://www.legislation.gov.uk/*

9. 学生に対する財政支援

正規学生に対する財政支援として、学生ローン（貸与奨学金）、給付奨学金、大学やカレッジからの奨学金などがある。英国における学生ローンや給付奨学金は、非営利団体である学生ローン会社（Student Loans Company：SLC）を通して、政府によって提供される。

学生ローン会社による財政支援（学生ローン（貸与奨学金）・給付奨学金）

学生ローン会社（Student Loans Company：SLC）は、政府所有の非営利団体であり、英国の大学やカレッジの学生に対する学生ローンおよび給付奨学金の提供を目的として、1989 年に設立された。英国に在住している多くの学部学生が、学生ローンを受給する資格を有している。

SLC の主な機能は、英国全体に渡る学生の財政支援であるが、英国の各地域によって、その方法は異なっている。これは、イングランド、北アイルランド、ウェールズおよびスコットランドが、異なる学生支援の政策を採っているからである。なお、SLC は EU からの学生に対する財政支援も行う。

[5] スコットランド学生奨学金機構（Student Awards Agency for Scotland：SAAS）の詳細は、「Ⅱ-9. 学生に対する財政支援」の 28 ページを参照。

各地域における学生ローン（貸与奨学金）・給付奨学金の状況は、以下のとおり。

［イングランド・北アイルランド・ウェールズにおける奨学金］

スコットランド以外の地域の奨学金の申請は、各地域の政府機関であるスチューデント・ファイナンス・イングランド（Student Finance England）、スチューデント・ファイナンス・北アイルランド（Student Finance NI）、およびスチューデント・ファイナンス・ウェールズ（Student Finance Wales）を通して行われ、SLC から奨学金が支払われる。学生ローンおよび奨学金の詳細は以下のとおり。

〈学生ローン（貸与奨学金）〉

学生は、受給資格を満たせば学生ローンを通じて授業料や生活費の支援を得ることができる。学生ローンは授業料向けのローンと、生活費向けのローンの２種類がある。

- 授業料向け学生ローン（Student Loan for Tuition Fees）…　授業料の全額が高等教育機関に直接支払われる。政府の政策は、これらの融資が有利な条件で使用可能であるべきとしている。金利はインフレ率に連動するが、受給者は借入額とほぼ同額を返済すればよい。なお、2012 年以降に高等教育を受けた学生は、卒業後に自らの所得が年間 21,000 ポンド（北アイルランドでは 16,910 ポンド）を超えた時点から返済を開始することとなる。
- 生活費向け学生ローン（Student Loan for Maintenance）…　貸与額は、当該学生の居住地・就学場所、ならびに学生とその家族の所得状況によって決定される。また、別の奨学金の給付状況も考慮される。例として、イングランドにおける生活費向けの学生ローンの上限額（2014/15 年度）は以下のとおり。

	年間貸与上限額
ロンドン市内で就学する自宅外通学生	7,751 ポンド
ロンドン市外で就学する自宅外通学生	5,555 ポンド
自宅通学の学生	4,418 ポンド

〈生活費奨学金（Maintenance grants）〉

生活費全般を支援するための返還義務のない給付奨学金で、高等教育機関のフルタイムの学生を対象としている。給付額は、当該学生の居住地・就学場所、学生の世帯の所得に応じて異なる。例として、イングランドでは、2014 年９月から世帯所得が 25,000 ポンド以下であるフルタイムの学生の場合、年間 3,387 ポンド満額の受給資格が認められ、世帯所得が 42,620 ポンド以下の学生は、その一部の額の受給資格が認められている。

［スコットランドにおける奨学金］

スコットランドでは、スコットランド学生奨学金機構（Students Awards Agency for Scotland：SAAS）が、スコットランド政府の機関として、英国の高等教育コースで学び、資格を満たす学生に対し、財政支援を行う目的で設立された。SAAS は、主にスコットランドの学生に対し、以下のとおり財政支援を行っている。

〈授業料の支払い〉

スコットランドでは、スコットランド住民および資格を満たす EU 諸国の学生に対し授業料の徴収は

行っておらず、スコットランド政府が授業料を全額負担している。授業料の支払いは SAAS を通じて行われ、高等教育機関に対し直接支払われる。

〈学生ローン（貸与奨学金）〉

学生は、学生ローンを通じて生活費の支援を得ることができる。貸与額は、所得状況によって決定される。SAAS は、学生の資格を評価し、受給可能なローンの額を決定後、学生に通知するとともに、SLC に、学生のローンに関する情報を電子的に提供する。支払いは SLC が学生の口座等に対し月ごとに行う。学生は、自らの所得が年間 16,910 ポンドを超えた時点から 9%の返済を開始することとなる。学生ローンの上限額（2014/15 年度）は、以下のとおり。

	世帯所得	年間貸与上限額
家族から財政援助を受けている学生（Dependent students）	34,000 ポンド未満	5,750 ポンド
	34,000 ポンド以上	4,750 ポンド
独立収入の学生（Independent students）	24,000 ポンド未満	6,750 ポンド
	24,000 以上 34,000 ポンド未満	6,250 ポンド
	34,000 ポンド以上	4,750 ポンド

〈生活費奨学金（Living-costs grant）〉

学生の個々の事情に応じて受給される、生活費全般を支援するための返還義務のない給付奨学金で、高等教育機関のフルタイムの学生を対象としている。家族向けの奨学金（dependants's grant）の場合、給付額は 2,640 ポンドであり、子供がいる学生向けの奨学金（Loan Paremts's Grant）の場合、給付額は最大 1,305 ポンドである。

大学・カレッジの奨学金

個々の機関も一部の学生に対し、機関の自由裁量による付加的な支援を提供している。この支援の多くは所得調査により決定する奨学金であるが、機関によっては家庭の財政状況を問わず財政支援を提供しているところもある。

パートタイム学生を対象とした奨学金

パートタイム学生に対しては、フルタイム学生とは別の財政支援が提供されていることが多い。個々の状況に応じて、授業料や教育課程の授業料補填のための奨学金を申請することができる。受給額は学生の世帯の所得や個々の事情により異なる。

出典： EACEA ウェブサイト *Eurypedia：Higher Education Funding:*
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php

Directgov - Education and learning ウェブサイト *Student finance, loans and universities*
https://www.gov.uk/student-finance

学生ローン会社（Student Loans Company）ウェブサイト *Products and services.*
http://www.slc.co.uk/about-us/what-we-do/products-and-services.aspx

学生ローン会社（Student Loans Company）ウェブサイト *About us*
http://www.slc.co.uk/about-us.aspx

学生ローン返還ウェブサイト
http://www.studentloanrepayment.co.uk/portal/page?_pageid=93,3866794&_dad=portal&_schema=PORTALS

スチューデント・ファイナンス・北アイルランド　ウェブサイト
http://www.studentfinanceni.co.uk/

スチューデント・ファイナンス・北アイルランド（2014） *A guide to Financial support for full-time students in higher education 2014/15*

スチューデント・ファイナンス・ウェールズ　ウェブサイト *http://www.studentfinancewales.co.uk/*

スチューデント・ファイナンス・ウェールズ（2014）*Applying for student finance 2014/15*

スコットランド学生奨学金機構（SAAS）ウェブサイト *About us*
http://www.saas.gov.uk/about_us/index.htm

スコットランド学生奨学金機構（SAAS）（2014）*Guide to undergraduate support 2014-2015*

スコットランド政府 ウェブサイト *Financial help for students*
http://www.scotland.gov.uk/Topics/Education/UniversitiesColleges/16640/financial-help

10. 就学形態

英国の大学・カレッジの各教育課程は、様々な形態によって就学することが可能となっており、フルタイム学生やパートタイム学生としての就学、あるいは遠隔学習の形態などがある。

フルタイムの就学

時間割は講義、セミナー、チュートリアルなどにより教育課程ごとに異なり、学期ごと（または年ごと）、あるいは授業やモジュールの内容に応じて柔軟に編成される。また多くの教育課程では、時間割以外に、教育課程の修了に要する自己学習の時間数も規定している。

パートタイムの就学または柔軟型の就学

多くの高等教育課程においてパートタイムによる就学が可能となっており、特に大学院や職業教育課程、非学位の課程では多く見られる。

遠隔学習

インターネットの普及により、英国および英国外の多くの人々が遠隔学習を通じて英国の大学やカレッジに就学することを可能にしている。多くの教育機関ではオンラインの授業や教育課程を導入している。また遠隔教育によっても学位や大学院レベルの資格を得ることもできるようになっている。

出典： Higher Education and Research Opportunities（HERO）ウェブサイト
choosing your made of study　http://www.hero.ac.uk

11. 関係法令

- 1988 年教育改革法（Education Reform Act 1988）
- 1992 年継続教育・高等教育法（Further and Higher Education Act 1992）
- 1992 年スコットランド継続教育・高等教育法（Further and Higher Education（Scotland）Act 1992）
- 1998 年教育・高等教育法（Teaching and Higher Education Act 1998）

- 2004 年高等教育法（Higher Education Act 2004）
- 2005 年北アイルランド高等教育令（Higher Education（Northern Ireland）Order 2005）
- 2005 年スコットランド継続教育・高等教育法（Further and Higher Education（Scotland）Act 2005）
- 2013 年スコットランド ポスト 16 教育法（Post-16 Education（Scotland）Act 2013）
- 2014 年ウェールズ継続教育・高等教育法（ガバナンスと情報）（Further and Higher Education（Governance and Information）（Wales）Act 2014）

Ⅲ. 質保証制度

1. 英国の質保証制度の概要

英国の高等教育制度は、その多様性と複雑性により特徴づけられる。イングランド、スコットランド、ウェールズおよび北アイルランドの各行政区域にそれぞれの制度が存在するため、英国全体として４つの制度があることとなる。それらは、各地域の環境や社会構造を反映して実質的に異なる点もあるが、類似点も散見される。例えば、質保証に対する責任についての原則、すなわち各高等教育機関が提供する教育の質の保証について、ならびに授与する学位・資格の水準について責任を負うという原則に関しては類似性が高い。

各高等教育機関は、こうした質保証の責任を果たすために学内で独自の内部質保証プロセスを有しており、教育課程の計画・承認・監督・見直しや、学生の学習到達状況に関するアセスメントなどが行われている。さらに各機関は、こうした学内プロセスの客観性を高めることも要求されている。このことは、教育課程の承認業務に外部有識者を参画させることや、学生の学習アセスメントの際に学外審査員（External Examiners）を設けることなどにより対応が図られている。

こうした高等教育機関による自律的な教育の水準・質の保証に加え、各機関は、高等教育質保証機構（QAA：The Quality Assurance Agency for Higher Education）の質保証制度や他の仕組みによって外的な評価・保証を受けている。英国では、機関の質を評価する法定の義務は、高等教育機関に対して資金配分を行っている英国内の各財政カウンシル（イングランド高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for England：HEFCE）、ウェールズ高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for Wales：HEFCW）、北アイルランド雇用学習省（Department for Employment and Learning：DEL）、およびスコットランド財政カウンシル（Scotland Founding Council：SFC））が負っている。現在、英国における教育の質の評価については、QAA が各財政カウンシルとの契約に基づき評価業務を行っている。公的資金を受けている高等教育機関、HEFCE から直接資金を受けている継続教育カレッジ、および公的資金を受けていないが英国の学位授与権を新たに獲得した団体が QAA の会員となっており、評価を受けている。QAA は、英国高等教育の水準の保護および質の改善を行うというミッションの下、幅広い高等教育プロバイダーと緊密な連携を図っている。

外部質保証の基本原則は、高等教育機関が、自らが提供する教育の学術的な水準・質に対する責任を果たしていることについて、国民の信頼を得るということである。外部質保証システム（立法上のものではない）は、第三者評価（レビュー）を含む以下の４つの要素で構成されている。

- 第三者評価（機関別レビュー）
  - ○ イングランド•北アイルランド … 高等教育レビュー（Higher Education Review：HER）
  - ○ ウェールズ … 高等教育レビュー（ウェールズ版）（Higher Education Review: Wales：HER: Wales）
  - ○ スコットランド … 向上型機関別レビュー（Enhancement-led Institutional Review：ELIR）
- 「英国高等教育のための質規範」
  （UK Quality Code for Higher Education：クオリティ・コード）
- 個々の教育機関が提供する質・水準に関する公開情報：教育の質に関する情報（Teaching quality information）
- 学生調査（Students surveys）

また、スコットランドでは、2003 年より、以下の５つの要素で構成される質向上の枠組（Quality Enhancement Framework）が導入されている。

- 質の取組みにおける学生の参画
- 合意された公的情報の発信
- 機関主導型の質レビュー（機関は、年度ごとまたは定期的に実施される分野レビューと同じタイミングで機関レビューを行う。）
- セクターレベルで合意された質の向上に関するテーマの活動
- 外部レビューとして向上型機関レビュー（ELIR）を実施

これらの要素に加え、財政カウンシル、高等教育アカデミー（Higher Education Academy）、職能団体・法定機関・監督機関などの団体によって、多くの外部質保証の取組みが行われている。

出典： 大学評価・学位授与機構（2008）*大学評価フォーラム報告書：QAA Carolyn Campbell 氏講演資料*

英国大学協会（2008）*Quality and standards in UK universities: A guide to how the system works*

高等教育質保証機構（2012）*Enhancement-led Institutional Review: Handbook (Third edition)*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: A handbook for QAA subscribers and providers with access to funding from HEFCE undergoing review in 2014-15*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: Wales A handbook for providers*

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Corporate governance*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/corporate-governance

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Subscribing institutions*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Applying to QAA*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions/applying-to-qaa

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/higher-education-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review - Wales*
http://www.qaa.ac.uk/en/ReviewsAndReports/Pages/Higher-Education-Review-Wales.aspx

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Enhancement-led Institutional Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/enhancement-led-institutional-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Development and enhancement*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/scotland/development-and-enhancement

2. 英国高等教育における質保証の歴史

1990 年以前の質保証の状況

1990 年代初頭以前、大学の教育プログラムおよび学位授与に関しては、学外審査員を活用すること以外に、特段外部の監督や統制を受けず、現在と同じように各教育機関が、自らのプログラムの質と水準を確保する責任を負っていた。しかし、ポリテクニックやいくつかの高等教育カレッジが提供する高等教育は、全国学位授与評議会（CNAA）によって外的に質の保証が行われていた。CNAA はポリテクニックと連携し、学位プログラムの承認事業や機関別のレビューを実施していた。

1990-1992 年：大学自身によるオーディット組織の設置

1980 年代後半に大学自らの手による大学運営の効率性に関する一連の調査研究を経て、学術水準に関する検討グループ（Academic Standards Group）が設置された。同検討グループの提言を受け、1990 年、全国学長協会（The Committee of Vice-Chancellors and Principals：CVCP、英国大学協会の前身）のもとで教育面のオーディットを行う組織（Academic Audit Unit）が複数の大学によって設立された。AAU は大学を対象としたピア・レビュー形式のオーディットを実施し、教育面の水準が規定・管理されている主要分野を詳細に調査した。報告書は任意で公表されるものとし、正式な形での判定や提言は含まれないこととなっていた。

1992-97 年： 高等教育質保証評議会および高等教育財政カウンシルの設立

1992 年、継続教育・高等教育法（Further and Higher Education Act）の可決により、英国の高等教育制度の構造や資金提供の手法について抜本的な変化がもたらされた。同法により、大学とポリテクニックの二元的な制度を廃止するとともに、すべての教育機関の内部質保証プロセスの管理状況についてオーディットを行う機関として、高等教育質保証評議会（Higher Education Quality Council：HEQC）が設立された。また、3 つの新たな財政カウンシルが設立され、各カウンシルは自らの財政支援事業の質を管理するために評価委員会を独自に設置した。さらに、学問分野別の検査モデルとして、「教育の質のアセスメント」（Teaching quality assessment、後の分野別レビュー（Subject reviews））が、すべての財政カウンシルによって導入された。

1997 年-2010 年

分野別レビューは、評価にかかる費用や負担、HEQC による個別のオーディットとの重複などについて不満を訴える高等教育機関との間で、常に論議を呼んでいた。

そこで 1996 年、オーディットと分野別レビューの両者の要素を取り入れた統合的な質保証システムの策定を目指して、財政カウンシルならびに大学・カレッジの代表団体により、統合計画のための会議（Joint Planning Group）が開催された。ここでは実現可能な統合的評価の方法はまとまらなかったが、1997 年に、独立の質保証機関として QAA が設立され、HEQC ならびに財政カウンシルの質保証機能を引き継いだ。

1997 年のデアリング報告では、QAA の任務として、評価事業に加え、質保証に関する情報提供、水準の検証、高等教育資格水準の枠組みや実施規範などの策定・管理、学外審査員制度の導入など、多岐に渡って事業拡大することが提案された。これらはほとんどが採用され、QAA における高等教育の質と水準の確保・向上に対して責任を負う独立機関としての地位が強化されるに至った。

1997 年から 2001 年にかけて、QAA は分野別レビューと機関別オーディットの両者を継続的に実施するとともに、アカデミック・インフラストラクチャーの策定や英国全体の新たな評価事業として教育レビュー（Academic review）を開始するなど、デアリング報告での提案事項を着実に進展させた。この教育レビューは、分野別レビューと機関別オーディットの両方の要素を取り入れながらも、分野別レビューから機関別オーディットへの段階的移行を意図して実施された。

2001 年には、教育レビューの実施案に対して英国全体の合意が得られ、QAA がすでにスコットランドで評価を開始していたにもかかわらず、イングランドの多くの大学は、政府に対して教育レビューへの不満を訴えた。それは、外部質保証の負担軽減を求める大学側の要求を満たしておらず、従来指摘されていたコストパフォーマンスの悪さが改善されていないという主張内容であった。この結

果、政府は QAA の行う評価のボリュームを減らすことを発表した。この決定事項はあらかじめスコットランドおよびウェールズの高等教育当局には伝達されなかったものの、結果的に英国全体の評価制度とは別に、スコットランドにおいては向上型機関別レビュー（Enhancement-led Institutional Review：ELIR）、ウェールズにおいては機関別レビュー（institutional review）、イングランドおよび北アイルランドにおいては機関別オーディット（institutional audit）というそれぞれ独自の評価の仕組みが導入された。なお、イングランドの学問分野別レビューは 2001 年に終了した。

イングランドにおける外部質保証の将来計画に関し、主要な利害関係者における 2001 年の合意事項として、2002 年から 2005 年までの３年間は、すべてのイングランドの高等教育機関が新しい評価手法によってオーディットを受審する、いわゆる移行段階（Transitional period）とされた。

その後、イングランド・北アイルランドの機関別オーディットは 2006 年から開始され、6 年サイクルで実施された。また、ウェールズならびにスコットランドの各レビューは 2003 年に開始され、ウェールズでは６年周期、スコットランドでは４年周期でそれぞれ実施されている。

2011 年から現在

2011 年、英国政府は、白書『学生中心の高等教育システムを目指して』（Student at the Heart of the System）を発表し、高等教育政策における数多くの改革を明示した。提示された変更点の１つが、イングランド（及び北アイルランド）における質保証において、よりリスク・ベース型のアプローチを行うというものであった。白書は、将来的に、各高等教育プロバイダーの質保証における実績及び提供している高等教育の性質に応じて、外部質保証の頻度や規制の度合いが決定されるべきであると提言した。

2011 年９月から、QAA は、イングランドおよび北アイルランドにおける大学等の教育の質および水準を対象とした評価として実施されてきた「機関別オーディット（institutional audit）」にかわり、「機関別レビュー（institutional review）」という新しい方式での評価を導入した。機関別レビューは、「学生中心の質保証」、「柔軟性」、「明確性、簡潔性」、「公表される情報の質」、「作業負担の軽減」を目的として構築された。レビューは、コア要素とテーマ別要素の２つの部分から構成されている。コア要素では、受審機関のパフォーマンスを判定し、テーマ別要素では、判定は下されないが、学生の経験について特に深く観察される。コア要素の判定は、「十分満たしている（commended）」、「満たしている（meets UK expectations）」、「改善の必要がある（requires improvement to meet UK expectations）」、「満たしていない（does not meet UK expectations）」の４段階である。.

さらに、スコットランドを除き、イングランド及び北アイルランドでは 2013 学事年度から、ウェールズでは 2014 学事年度から、機関別レビューが、さらに新しい評価制度である「高等教育レビュー」（Higher Education Review：HER）（ウェールズでは「高等教育レビュー（ウェールズ版）」Higher Education Review: Wales：HER: Wales）へと発展した。HER では、クオリティ・コードにおける期待事項に基づいたレビューが行われ、機関別レビューと同様の判定が行われている。

出典： 高等教育質保証機構（2008） *Self-Evaluation, External Review for Confirmation of Full Membership of the European Association for Quality Assurance in Higher Education*

大学評価・学位授与機構（2008）*大学評価フォーラム報告書：QAA Carolyn Campbell 氏講演資料*

イングランド高等教育財政カウンシルウェブサイト　*http://www.hefce.ac.uk/*

高等教育質保証機構（2011）*Summary of Institutional review in England and Northern Ireland*

高等教育質保証機構（2011）*Institutional review of higher education institutions in England and Northern Ireland, Operational description*

高等教育質保証機構（2012）*Enhancement-led Institutional Review: Handbook (Third edition)*

高等教育質保証機構（2013）*Self-Evaluation Report of the Quality Assurance Agency for Higher Education, External Review for Confirmation of Full Membership of ENQA*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: A handbook for QAA subscribers and providers with access to funding from HEFCE undergoing review in 2014-15*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: Wales A handbook for providers*

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/higher-education-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review - Wales*
http://www.qaa.ac.uk/en/ReviewsAndReports/Pages/Higher-Education-Review-Wales.aspx

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Enhancement-led Institutional Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/enhancement-led-institutional-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Development and enhancement*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/scotland/development-and-enhancement

3. 内部質保証

学位授与権を有する機関は、授与する学位の質・水準について自ら責任を負う。すなわち、学生が充実した大学生活を送るために大学の質を自ら管理するとともに、授与する学位・資格の価値を保護するために学位授与の水準を維持するという面で、第一義的かつ法的な責任を長年にわたって負っている。水準と質の保証という責任を果たすために大学では以下のような取組みが行われている。

- 学位・資格の授与についての管理・統制
- 自らが提供する教育課程の計画、承認、監督、見直し
- 学外審査員の活用を含めた学生へのアセスメント
- 「学生と協働して学生の学びを創出する」という目的の下で、内部質保証のあらゆる側面に学生を参画させるための仕組みの導入
- 学生、雇用者、職能団体・法定機関・監督機関からの意見や大学等機関との利害に関する事項への対応
- 他大学や QAA との間での優れた取組みの共有や対話、大規模な質保証の取組みへの参加
- 公開情報の提供など、QAA や財政カウンシルからの機関別レビューに関する要求事項への協力

各機関は、QAA の策定する実施規範に則してこうした責任を果たす一方、QAA は評価を通じて、学術水準を保ち、学生経験の質を向上させるために各機関が行っている仕組みの効果を参照している。

学外審査員

英国のすべての大学は、学外審査員（External examiner）と呼ばれる、独立・公正の学識者ネットワークを長きにわたり活用してきた。学外審査は、自治権をもつ高等教育機関間において、全国的に同程度の水準を維持するための最も重要な手段のひとつであり、学外審査員は大学が活用する独立・公正な外部アドバイザーの一形態である。学術の水準を維持・向上させるための仕組みは各機関のもつ使命、規模、カリキュラム構成などにより様々である。しかし、すべての機関では、優等学位などを除き、授与する学位・資格の水準を監督するために学外審査員を活用している。学外審査員からは、その水準ならびに水準から見た学生の到達状況について、見解が述べられる。

学外審査員は、他の教育機関または関連する専門的・実務的分野から選ばれる。その役割は、水準の適切性について、他機関での経験や QAA が策定するクオリティ・コードに準拠して確認し、大学の長へ報告することにある。大学では審査員の報告内容を非常に重視しており、大学の長へ報告されたのち、大学や部局の質保証委員会において検討・活用されている。

出典： 高等教育質保証機構（2004）*Code of practice for the academic quality and standards in higher education, Section 4: External examining*

高等教育質保証機構ウェブサイト　*The UK Quality Code for Higher Education*
http://www.qaa.ac.uk/assuring-standards-and-quality/the-quality-code

英国大学協会（2008）*Quality and standards in UK universities: A guide to how the system works*

4. 外部質保証の枠組み

1）高等教育レビュー・向上型機関別レビュー

大学は、提供する教育の水準の確保ならびに質の向上のための制度を自ら構築することに加え、QAA による評価を受けることとなっている。英国では、機関の質を評価する法定の義務は、高等教育機関に対して資金配分を行っている英国内の各高等教育財政カウンシル（HEFCE、HEFCW、DEL、SFC）が負っているが、QAA と各高等教育財政カウンシルが契約を結び、評価業務を QAA に委託する形態が採られている。QAA は公的資金を受けている高等教育機関、HEFCE から直接資金を受けている継続教育カレッジ、および公的資金を受けていないが英国の学位授与権を新たに獲得した団体を会員として抱えている。QAA は、英国高等教育の水準の保護および質の改善を行うというミッションの下、幅広い高等教育プロバイダーと緊密な連携を図っている。

QAA は、イングランドおよび北アイルランドにおいて「高等教育レビュー」（Higher Education Review：HER）、ウェールズにおいて「高等教育レビュー（ウェールズ版）」（Higher Education Review: Wales ：HER: Wales）、スコットランドにおいて「向上型機関別レビュー」（Enhancement-led Institutional Review：ELIR）とそれぞれ呼ばれる、定期的な第三者評価を行っている。QAA が行う各レビューのプロセスに関しては「IV. 質保証機関の概要：高等教育質保証機構（QAA）」（本編 49 ページ以降）を参照。QAA による評価の仕組みは、英国の各行政区域別にそれぞれ策定・実施されており、各地域の特徴および相違点は以下のとおりである。

評価チーム

○ イングランド・北アイルランド … 複数のピア評価者で構成され、最低１名の在学生又は最近の卒業生を含める。
○ スコットランド … ピア評価者で構成され、最低１名の在学生又は最近の卒業生、並びに１名の海外の評価者を含める。
○ ウェールズ … イングランド・北アイルランドと同様（上記参照）。

対象・評価周期

○ イングランド・北アイルランド … QAA のレビューを少なくとも過去２回受審し、最後に受審したレビューについて十分な実績があると認められた機関は、レビューサイクルを６年とする。（それ以外の機関は、QAA での最後の受審から４年後（もしくは速やかに）にレビューを受審することとなる（下記「判定」も参照）。
○ スコットランド … すべての大学セクターの機関が４年周期で受審。
○ ウェールズ … イングランド・北アイルランドと同様（上記参照）。

自己評価書

○ イングランド・北アイルランド … 受審機関は機関全体の自己評価書（Self-evaluation document：SED）を作成。
○ スコットランド … 受審機関は自己分析書（Reflective analysis：RA）を作成。質保証および質の向上のための活動全体の状況を分析書にとりまとめる。
○ ウェールズ … 受審機関は自己評価書（Self-evaluation document：SED）を作成。

学生からの提出資料

○ イングランド・北アイルランド … 学生代表者は、当該機関が作成する報告書とは別に、彼ら自身の手による意見書を提出することが期待されている。
○ スコットランド … 学生が単独で意見書を提出することはないが、自己分析書の作成及び提出過程に適時加わる。
○ ウェールズ … 学生による単独の意見書を提出することが推奨されている。なお、各機関は、学生代表者団体に対し、年次学生意見書（Annual Student Statement）の作成を支援することが求められており、本意見書はレビューの際にも使用される。

訪問調査

○ イングランド・北アイルランド … 教育機関への訪問は一度であり、１日から５日間の日程で行われる。
○ スコットランド … 通常５日間から７日間の日程で、二部構成で行われる。
○ ウェールズ … 通常５日間で行われる。

判定

○ イングランド・北アイルランド … 評価チームは、（1）最低限の学術水準の設定と維持、（2）学生の学習機会の質、（3）学生の学習機会の向上、並びに（4）高等教育の提供に関する情報

について判定する。それぞれの判定では、クオリティ・コードにおける期待事項が満たされているかどうかが参照される。最低限の学術水準の判定は、３ 段階（「全国水準を満たしている」、「改善を要する」、「水準を満たしていない」）で判定され、それ以外の判定については、４段階（「推奨」、「全国水準を満たしている」、「改善を要する」、「水準を満たしていない」）で判定される。

○ スコットランド … 学術水準の管理及び学生の学習経験のために受審機関が行っている仕組みの効果について総合的な判定が下される。

○ ウェールズ … イングランド・北アイルランドと同様（上記参照）。

<u>提言</u>

○ イングランド・北アイルランド … 教育機関の改善等の検討に資することを目的として、公表される報告書には、評価チームの提言（Recommendations）が盛り込まれる。評価チームは、提言に対する大学の対応が ３ か月以内に行われるべきか、あるいは次の学事年度の開始前に行われるべきかなどを示すことが可能。

○ スコットランド … 総合的な判断に加え、積極的な取組みや、改善の取組みについて強調して示される。

○ ウェールズ … イングランド・北アイルランドと同様（上記参照）。

<u>フォローアップ</u>

○ イングランド・北アイルランド … 全ての機関が行動計画の作成を求められる。期待事項を満たした機関は、６年後のレビューまで、中間サイクルレビューなどのレビューを再度受審する必要はない。改善が必要との判定を受けた機関は、行動計画の進捗状況報告の提出が求められ、１年後に訪問調査を受けるとともに、４年後に再びレビューを受審することとなる。さらに、多くの部分で不可と判定された機関は、行動計画の進捗状況報告の提出とともに、２年続けてレビューを受審することが求められる。もし機関が２度目の受審でも期待事項を満たさなかった場合、「質の取組みが不十分」とみなされる。

○ スコットランド … 報告書の公表の１年後、受審機関は QAA（及びスコットランド財政カウンシル）に対し、レビューの成果を示したフォローアップ報告書を書面により提出する。これは、各機関と QAA との間で開催される年次会合のディスカッションのテーマとして用いられる。加えて、同時期にレビューを受審した機関は、それぞれのレビューに対する取組みやアクションについて意見を交換するフォローアップ・ミーティングを行うことが求められる。

○ ウェールズ … イングランド・北アイルランドと同様（上記参照）。なお、すべての機関において、レビューサイクルの中間年に、学生参画に係る中間プロセス（Mid-process student-focused engagement：MSE）の確認が行われる。これは、特に学生経験に焦点をあて、機関の質保証・向上に係る現状・将来計画における強み・弱みや、受審レビュー結果に対する進捗のフィードバックを目的としており、学生代表団体が作成する年次学生意見書（Annual Student Statement）や、機関が作成する提言の実行状況に係る文書等の提出の後に、１日間の訪問調査等が行われ、QAA より簡単なレポートのフィードバックが行われる。なお、MSE によって、評価チームの判定が覆されることはない。

2）クオリティ・コード（質規範）

英国における高等教育の質保証は、QAA と高等教育セクターが合意した「アカデミック・インフラストラクチャー」（学術の質および水準の設定・維持に関する指針・参照基準）をもとに内部質保証の取組みや機関別レビューが実施されていたが、2011 年より、英国の高等教育セクターの協力の下、QAA は新たな参照基準である「英国高等教育のための質規範」（UK Quality Code for Higher Education：クオリティ・コード）の開発を行い、2012-13 学事年度より、アカデミック・インフラストラクチャーに代わって導入された。クオリティ・コードは英国の高等教育セクターが所有するものであり、QAA がセクターを代表して、公表・維持するものである。QAA は、クオリティ・コードの維持・更新のために、全国の高等教育機関と密に連携している。

クオリティ・コードは、すべての高等教育機関に共有される出発点として策定され、提供する学位やプログラムの学術水準、及び学生に提供する学習機会の質について定め、教育機関がこれらを保証できるよう概説している。また、クオリティ・コードは、英国及び海外で提供される全ての英国高等教育に適用される。

なお、クオリティ・コードは高等教育機関の教育活動（学修・ティーチング）に関わるものであり、研究分野（研究学位プログラムの提供は除く）及び施設に関する管理業務は対象としていない。QAA 評価者の間では、レビューの際の主たる参照文書として使用される。

クオリティ・コードは、３つのパートで一連の章により構成されている[6]。

- パート A：学術水準の設定と維持（３章構成）
- パート B：学術（教育）の質の保証と向上（11 章構成）
- パート C：高等教育の提供に関する情報

各章ごとに、全ての高等教育提供者に求められる期待事項（expectations）が設けられている。さらに、期待事項を、各高等教育機関が満たすことを支援するために、様々な指標（indicators）が設けられていることも特徴の一つである。

パート A：学術水準の設定と維持（Setting and maintaining academic standards）

学術水準とは、学生が学位・資格を取得するために必要な学業の達成度にかかる最低限の合格基準である。以下の章で、学術水準の設定および維持に関連する事柄を説明している。

A1：英国および欧州の学術水準の参照基準
（UK and European reference points for academic standards）

A2：学位授与機関の学術水準の参照基準
（Degree-awarding bodies' reference points for academic standards）

A3：学術水準の確保と学位・資格授与の成果ベース型アプローチ
（Securing academic standards and an outcomes-based approach to academic awards）

---

[6] クオリティ・コードは、随時更新されている。本編では、2014 年 8 月に改定されたものを反映。詳しくは次の QAA のウェブサイトを参照。*http://www.qaa.ac.uk/assuring-standards-and-quality/the-quality-code*

A1 の章では、既存の２つの高等教育資格枠組（イングランド、ウェールズ、北アイルランドの高等教育資格枠組（The framework for higher education qualifications：FHEQ））及びスコットランドの高等教育資格枠組（The framework for qualifications of higher education institutions in Scotland：FQHEIS））について扱っている。

FHEQ 及び FQHEIS は学位授与権を持つ高等教育機関によって授与される、学位、ディプロマ、サーティフィケートおよびその他の授与資格（名誉学位などを除く）に適用される。FHEQ 及び FQHEIS は、高等教育機関にとって重要な参照基準（Reference point）であり、学術水準が国際的、特に欧州の文脈で比較可能であることを示すとともに、国際競争力の確保や、学生や大学院生の流動性の促進など、高等教育機関における学術水準の維持を支援するために作成されている。

この資格枠組により、高等教育の提供者が、雇用者や学校関係者、保護者、受験生、職能団体や規制監督機関などの利害関係者に対し、学位・資格の示す到達度や特性について説明を行うことが可能となる。

QAA の評価者は、高等教育機関の学術的な水準の設定・管理について評価する際に、FHEQ 及び FQHEIS を重要な比較規準として用いている。特に、当該授与機関が、自ら授与する学位・資格の水準を、枠組の示す水準にどの程度近づけようと取り組んでいるか確認を行っている。また、機関が学位や資格について、少なくとも FHEQ や FQHEIS の学術水準に一致していることを保証する手段を持っているかどうか、重点的に確認がなされる。

FHEQ は５段の階層構造となっており、そのうちの３段階は学部レベルのもの、残りの２段階は大学院レベルのものである。これらはレベル４から８で表現される。FQHEIS は６段の階層構造となっており、そのうちの４段階は学部レベルのもの、残りの２段階は大学院レベルのものである。これらはレベル７から 12 で表現される。各段階は、代表的な学位・資格の例示とともに、下記表のとおり示される。

資格は、修了までの年数ではなく、知識、理解、能力といった学習成果の達成度に基づいて授与されることが、英国の高等教育資格枠組の基本的な前提である。この前提において、資格記述（ディスクリプター：Qualification descriptors）が重要な役割を果たしている。英国の高等教育資格枠組には、この資格記述が含まれており、資格の種類ごとに、知識や理解といった最低限の学術水準を示すとともに、資格取得者に期待される能力について記述している。プログラムにおける学習成果は、関連する資格記述に沿ったものでなくてはならない。資格記述は、高等教育機関が個々のコースを設置する際の枠組みを決定するための、参照基準を提供している。

これらの資格枠組は、英国の一般的資格・職業資格全般（高等教育資格を含む）に関する国レベルの資格・単位枠組（イングランド、ウェールズ、および北アイルランドを対象とする「資格・単位枠組（Qualifications and Credit Framework：QCF）」、ならびにスコットランドを対象とする「スコットランド単位・資格枠組（Scottish Credit and Qualifications Framework：SCQF）」）の各レベルと、それぞれ互換性を持っている。QCF および SCQF の詳細は、「Ⅱ-5-２）単位・資格枠組」（本編 16 ページ）を参照。

高等教育機関、学生、企業関係者は、欧州や国際的な競争が増す中で活動を展開している。FHEQ と FQHEIS は、ボローニャ宣言における期待事項に沿って策定されており、欧州高等教育圏の構築に向けた資格水準枠組（The Framework for Qualifications of the European Higher Education

Area：FQ-EHEA）[7]とも連動したものとなっている。したがって、FQ-EHEA の各レベルを表す用語（短期サイクル、第１サイクル、第２サイクル、第３サイクル）が次の表のように組み込まれている。また、欧州委員会で合意されている生涯学習のための欧州資格枠組（EQF）についても、FHEQ 及び FQHEIS は、EQF との互換性を備え持つことが期待される。

高等教育における学位・資格と FHEQ / FQHEIS / FQ-EHEA レベルの関係

<table>
<tr><th>各レベルの代表的な学位・資格*</th><th>FHEQ
レベル**</th><th>FQHEIS
レベル***</th><th>対応する
FQ-EHEA レベル</th></tr>
<tr><td>博士（Doctoral degrees）
例：博士（PhD／DPhil）、教育学博士（EdD）、
経営管理学博士（DBA）、臨床心理学博士（DClinPsy）</td><td>8</td><td>12</td><td>第３サイクル
（終了時）資格</td></tr>
<tr><td>修士（Master’s degrees）
例：修士（MPhil）、文学修士（MLitt）、研究修士（MRes）、
文学修士（MA）、理学修士（MSc）</td><td rowspan="5">7</td><td rowspan="5">11</td><td rowspan="3">第２サイクル
（終了時）資格</td></tr>
<tr><td>統合修士（Integrated master’s degrees）
例：工学修士（MEng）、化学修士（MChem）、
物理学修士（MPhys）、薬学修士（MPharm）</td></tr>
<tr><td>薬学・歯学・獣医学における第一資格（第一学位）
（Primary qualifications (or first degrees) in medicine, dentistry and veterinary science）
例 :医学士（MB ChB、MB BS、BM BS）、歯科医師学士（BDS）、
獣医学士（BVSc, BVMS）</td></tr>
<tr><td>大学院ディプロマ（Postgraduate diplomas）</td><td rowspan="3">第２サイクル
中間資格</td></tr>
<tr><td>教育学の大学院サーティフィケート
（Postgraduate Certificate in Education：PGCE）
教育学の大学院ディプロマ
（Postgraduate Diploma in Education：PGDE）</td></tr>
<tr><td>大学院サーティフィケート（Postgraduate certificates）</td></tr>
<tr><td>優等学士（Bachelor’s degrees with honours）
例：優等文学士（BA Hons）、優等理学士（BSc Hons）</td><td rowspan="5">6</td><td>10</td><td rowspan="2">第１サイクル
（終了時）資格</td></tr>
<tr><td>学士（Bachelor’s degrees）</td><td rowspan="4">9</td></tr>
<tr><td>教育学の専門サーティフィケート
（Professional Graduate Certificate in Education：PGCE）
（イングランド・ウェールズ、北アイルランド）</td><td rowspan="3">第１サイクル
中間資格</td></tr>
<tr><td>グラジュエート・ディプロマ（Graduate diplomas）</td></tr>
<tr><td>グラジュエート・サーティフィケート
（Graduate certificates）</td></tr>
</table>

[7] 欧州高等教育圏資格水準枠組は、3 サイクル制（第 1 サイクル：学士、第 2 サイクル修士、第 3 サイクル：博士）を採り、学修成果と運用能力を一般化した指標が示され、欧州高等教育圏で用いられる学位全体に当てはめられる。

<table>
<tr><td>ファウンデーション学位（Foundation degrees）
例：文学ファウンデーション学位（FdA）、
理学ファウンデーション学位（FdSc）</td><td rowspan="3">5</td><td></td><td rowspan="3">短期サイクル（第１サイクル内または第１サイクルに続く）資格</td></tr>
<tr><td>高等教育ディプロマ（Diplomas of Higher Education：DipHE）（イングランド・ウェールズ、北アイルランド）</td><td>8</td></tr>
<tr><td>全国高等ディプロマ（Higher National Diplomas：HND）（イングランド・ウェールズ、北アイルランド）</td><td></td></tr>
<tr><td>全国高等サーティフィケート（Higher National Certificates：HNC）</td><td rowspan="2">4</td><td></td><td rowspan="2">短期サイクル中間資格</td></tr>
<tr><td>高等教育サーティフィケート（Certificates of Higher Education：CertHE）</td><td>7</td></tr>
</table>

* 高等教育進学準備課程ディプロマ（Access to Higher Education Diploma）（詳細は、「Ⅱ-4. 入学制度の概要（13ページ）」および「Ⅳ-3-2）（4）高等教育進学準備課程ディプロマの認証機関の監督（57ページ）参照」）はQAAにより規制されているが、後期中等教育修了証明書（General Certificate of Education Advanced-level：GCE-A）や上級資格（Advanced qualification）と同様に、レベル３の資格であるため、FHEQには含まれない。

** QCFでは、高等教育の前段階の資格について、「入門」レベル～レベル３が設定されている。高等教育における資格はレベル４～８で示され、これらは、FHEQのレベル４～８と対応している。

*** FQHEISはSCQFの入れ子構造となっており、FQHEIS とSCQFのレベル番号は一致する。

出典： 高等教育質保証機構（2011）*The UK Quality Code for Higher Education, Chapter A1: The national level http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/quality-code-A1.pdf*

高等教育質保証機構（2014）*UK Quality Code for Higher Education, part A: setting and maintaining academic standards: the UK frameworks for higher education qualifications: draft for consultation*

高等教育質保証機構（2014）*UK Quality Code for Higher Education, Part A: Setting and Maintaining Academic Standards: The Frameworks for Higher Education Qualifications of UK Degree-Awarding Bodies*

高等教育質保証機構（2014）*The framework for qualifications of higher education institutions in Scotland*

高等教育質保証機構（2014）*Qualifications can cross boundaries http://www.qaa.ac.uk/en/Publications/Documents/qualifications-can-cross-boundaries.pdf*

パートB：学術（教育）の質の保証と向上（Assuring and enhancing academic quality）

学術（教育）の質は、学位取得を成し遂げることを可能とするために、学生がどの程度学習機会が得られたかということと関係するものである。以下の各章では、学習機会の質が期待事項を満たし、継続的に改善されていることを確保するために、関連する事項について取り扱っている。

B1：プログラムの設計・開発・承認（Programme design, development and approval）
B2：学生募集・選抜・入学（Recruitment, selection and admission to higher education）
B3：学修・教育（Learning and teaching）
B4：学生の成長・達成支援（Enabling student development and achievement）
B5：学生参画（Student engagement）

B6：学習成果のアセスメントおよび既修得学習の認定（Assessment of students and the recognition of prior learning）
B7：学外審査（External examining）
B8：プログラムのモニタリングおよびレビュー（Programme monitoring and review）
B9：学業に関する学生の不服申立て（Academic appeals and student complaints）
B10：他機関と連携した教育の管理・運営（Managing higher education provision with others）
B11：研究学位（Research degrees）

パートC：高等教育の提供に関する情報（Information about higher education provision）

高等教育に対する社会からの信頼は、高等教育資格によって示される成果に対する社会からの理解に依存している。教育の提供者が、目的に適い、アクセスが容易で、信頼できる情報をどのように提供するかが問題となる。

本パートは、高等教育機関が提供する情報について、以下の目的を中心に構成されている。

- 社会全般に高等教育の目的および価値を伝えること。
- 入学希望者がどこで、何を、いつ、どのように学習するかに関する情報に基づいて意思決定を行えるよう役立つこと。
- 現在の学生が高等教育の学習機会を最大限に活用できるようにすること。
- 学生の学習完了時における成果を確認すること。
- 学術水準を保ち、学術（教育）の質を保証し、向上させること

3）教育の質に関する情報

個別の高等教育機関の質と水準に関する情報公開も、英国の質保証システムにおける一つの構成要素である。これは、高等教育への進学希望者（およびその保護者や助言者）に対して、進路選択の際の支援を行うもので、従前は「教育の質に関する情報」（Teaching Quality Information：TQI）としてウェブサイト上で公表されていたが、現在は Unistats という名称のウェブサイトで公開されている。

Unistats は、HEFCE が他の高等教育財政カウンシルを代表して管理・運用することとなっている。英国各地の大学やカレッジのコースについてのデータや情報の検索・比較を可能とした公式サイトである。2007 年に運用を開始し、2012 年にはウェブサイトが改定された。このサイトでは、学生が何をどこで学習するかという意思決定を行う上で重要であると認識している項目について、比較可能な情報を発信している。コースを選択する上で、学生にとって最も有益であるとしたデータについては、「主要情報一覧」（Key Information Set：KIS）として集約し、情報提供されている。

主要情報一覧（KIS）では、学生満足度、卒業生の給料および雇用、授業料および財政的援助および宿舎の費用などのデータを見ることができる。

なお、2011 年 6 月に発表された高等教育白書「学生中心の高等教育システムを目指して」においても、2012 年 9 月までに、高等教育機関が各自のコースの主要情報一覧に関する比較可能な情

報について標準的に提供することが求められている。

Unistats のデータは、以下のコース別の公式データを基にしている。

- NSS -National Student Survey（全国学生満足度調査）
  学部の最終学年の学生を対象にして実施するコース別の満足度調査
- DLHE-Destinations of Leavers from Higher Education survey（就職状況調査）
  全ての学生の卒業して６か月後の就職状況調査
- 教授方法、学習形式（講義形式、ゼミ形式等）
- 成績評価方法（試験、レポートなど）
- コースのアクレディテーション
- コース費用（授業料や宿泊施設費用など）

これらのデータは HESA（英国高等教育統計局）、データサービス、各大学・カレッジ、Ipsos MORI（NSS を実施する民間の調査会社）から提供を受けている。

KIS で公開される情報

NSS（全国学生満足度調査）における次の質問にかかる結果： • 教職員による説明に対する満足度 • 教職員による科目への関心を高める働きかけに対する満足度 • コース全般にかかる満足度 • 学習への十分な助言と支援に対する満足度 • レポートや試験結果に関する教員から学生へのフィードバックの迅速さに対する満足度 • 教員から学生へのフィードバックが、学生の理解不足の部分を解決したかに対する満足度 • 図書館の充実度に対する満足度 • ＩＴ施設へのアクセスに対する満足度 • 学生ユニオンに対する満足度
学習（様々な活動を含む）に費やした時間の割合　（年間/段階毎の学習）
様々な統括的評価（summative assessment）手法　（年間/段階毎の学習）
当該専攻のプロフェッショナル団体による認定（アクレディテーション）
機関が所有・財務的支援を行っている学生宿舎：年間平均費用（上質・低質の費用）、室数
民間の賃貸学生宿舎：年間平均費用（上質・低質の費用）
機関が提供する財政支援：授業料免除制度の有無、平均的な支援等、全国奨学金プログラム等
イングランド出身の申請者にかかる年間授業料
卒業６か月後の就職（進学）に関する情報
卒業６か月後の管理職（managerial/professional）の割合
給与データ（フルタイム）： ・卒業６か月後の高額所得、平均給与、低額所得（専攻別、科目別） ・卒業 40 か月後の高額所得、平均給与、低額所得

4）学生調査

全国学生満足度調査（National Student Survey：NSS）は 2005 年より毎年実施されている全国的な取組みである。イングランド、ウェールズ、北アイルランドの公立高等教育機関、ならびにスコットランドの一部の高等教育機関を対象として行われている（スコットランドの場合は対象大学が毎年抽出される）。また 2008 年からは、イングランドにおいて直接奨学金支援を受けている高等教育課程の学生が在籍する継続教育カレッジも調査への参加が認められることとなった。

同調査では、各教育課程に対して学生のフィードバックを行うことを目的として、最終学年の学部生、および学部の単位または資格につながる教育課程の最上級生を対象に、全国統一の質問紙により実施する。質問項目は学生の学習経験に関して 22 問、また学生ユニオンについて 1 問あり、「全くそう思う」、「強くそう思う」、「どちらともいえない」、「強くそう思わない」、「全くそう思わない」、「あてはまらない」の６段階の選択式となっている。

- 教育内容（The Teaching on my course）
  ［質問例：教員は解説がうまいか］
- 試験およびフィードバック（Assessment and feedback）
  ［質問例：成績評価の基準があらかじめ明確に示されていたか］
- 学習支援（Academic support）
  ［質問例：学習を進めるうえで十分な助言と支援を受けたか］
- 組織・管理（Organization and management）
  ［質問例：学習生活は時間割どおりに進められたか］
- 学習リソース（Learning resources）
  ［質問例：図書館は蔵書やサービスが充実していたか］
- 個人の能力開発（Personal development）
  ［質問例：コミュニケーション能力が上がったか］
- 全体的な満足度（Overall satisfaction）
  ［質問：総評として、履修コースの質に満足しているか］

さらに、それぞれの大学やカレッジにおける学習経験全体についてのコメントを記述する項目も設けられている。このコメントは、改善の検討に資するため、匿名でそれぞれの教育機関に転送される。

質問の結果は、Unistats のウェブサイト上で公開され、受験生や助言者が進路と学習内容を選択する際に活用される。また調査結果は、参加した大学やカレッジ、学生自治会においても、他機関の優れた取組みの導入促進や学生の学習経験の充実を目的として活用されている。

同調査は、ウェールズ高等教育財政カウンシル（HEFCW）、北アイルランド雇用学習省（DEL）、学校教職員養成局（Training and Development Agency for School：TDA）、英国保健技能協議会（Skills for Health = Sector Skills Council：SSC）を代表して、HEFCE が委託する事業であり、Ipsos MORI（英国・アイルランドの市場調査会社）が実施運営を行っている。また、全国学生ユニオン（NUS）などの学生団体も同調査を全面的に支援している。

*出典：*高等教育質保証機構（2012）*The UK Quality Code for Higher Education : A brief guide*
高等教育質保証機構（2012）*Enhancement-led Institutional Review: Handbook (Third edition)*
高等教育質保証機構（2013）*Higher Education Review (Plus) A handbook for providers*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: A handbook for QAA subscribers and providers with access to funding from HEFCE undergoing review in 2014-15*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: Wales A handbook for providers*

高等教育質保証機構（2014）*Consultation on the UK frameworks for higher education qualifications*

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Corporate governance*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/corporate-governance

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Subscribing institutions*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Applying to QAA*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions/applying-to-qaa

高等教育質保証機構ウェブサイト　*The UK Quality Code for Higher Education*
http://www.qaa.ac.uk/assuring-standards-and-quality/the-quality-code

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/higher-education-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review - Wales*
http://www.qaa.ac.uk/en/ReviewsAndReports/Pages/Higher-Education-Review-Wales.aspx

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Enhancement-led Institutional Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/enhancement-led-institutional-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Development and enhancement*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/scotland/development-and-enhancement

EHEA ウェブサイト　*http://www.ehea.info/article-details.aspx?ArticleId=65*

EACEA ウェブサイト *Eurypedia:*
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php

Unistats ウェブサイト　*http://unistats.direct.gov.uk/*

全国学生調査ウェブサイト *http://www.thestudentsurvey.com/*

5. その他の質保証の取組み

1）研究評価

英国の 4 つの高等教育財政カウンシル（HEFCE, SFC, HEFCW, DELNI）は、同国の高等教育機関における研究費配分の基礎となる研究の質の評価の仕組み（Research Assessment Exercise: RAE）の改定作業を進めてきた。そして、RAE の経験を踏まえて構築した「研究卓越性枠組」（Research Excellence Framework：REF）という名称の新たな研究評価を 2014 年から実施することとしている。

REF は、専門家レビューのプロセスであり、その主な目的は、高等教育機関の提出書類を基にアセスメント結果をまとめることである。各高等教育機関は 36 あるアセスメントユニット（Unit of Assessment: UoA）ごとに書類を提出する。4 つのメインパネルの下、UoA ごとのサブパネルが提出書類を基に評価を行う。

REF は、学問領域間の違いに留意しながらも、RAE に比べてより定量的指標を中心に置いた研究の質に対するアセスメントが実施され、計量書誌学的な指標を含む定量的指標を適宜組み合わせた形

でのアセスメントを行うとされている。

全体的な質を判断する際に、サブパネルは、各書類ごとに３つの異なる要素（研究のアウトプット、インパクト、研究環境）を評価する 。特に、国の政策や社会・経済への研究がもたらすインパクトの要素を新たに導入したことが特徴である。各要素の重み付けは、次のとおり。

① 研究のアウトプット（65%）
国際的な研究の質の水準に基づいて、「独創性、重要性、厳密さ」の観点から提出された研究成果の質を評価。

② インパクト（20%）
研究ユニットの卓越した研究が基になった、経済、社会、文化への影響における「到達度と重要性」を評価。

③ 研究環境（15%）
より広範な学問分野や研究拠点の活性化と持続可能性への貢献を含め、研究の 「活力と持続可能性」の観点から研究環境を評価。

2）職能団体・監督機関・法定機関の行うアクレディテーション

高等教育における教育プログラムのうち、工学、法学、会計学、医学などの分野では、専門資格や職業資格の取得に結びつくプログラムを提供している場合もある。このような場合、関係の職能団体、法定機関、あるいは監督機関（Professional, regulatory, or statutory body）の行うアクレディテーション（Accreditation）を受審しなければならない。適格認定を受けることにより、当該プログラムが実務上必要な一部またはすべての能力を含んだプログラムを提供していることが認められることとなる。

3）教育監督

高等教育機関は、欧州経済領域圏（EEA）外からの留学生受入れに必要な「高い信頼性のあるスポンサー資格」（Highly Trusted Sponsor：HTS）を得るために、英国内務省（Home Office）から認定された指定機関による教育監督（Educational Oversight）のレビューを受審する必要がある。指定機関の一覧は、「Ⅱ-6．高等教育所管官庁および高等教育関係団体」（本編 23ページ）を参照のこと。

*出典：*イングランド高等教育財政カウンシル ウェブサイト　*REF2014 Research Excellence Framework*
http://www.ref.ac.uk/
イングランド高等教育財政カウンシル（2012）*Panel criteria and working methods*
英国入国管理局（2014）*Tier 4 of the Points Based System Guidance for Sponsors*
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/347285/Document3_Sponsor_Duties_and_Compliance_01-07-14.pdf

Ⅳ. 質保証機関の概要： 高等教育質保証機構（QAA）

1. 基本情報

組織名	高等教育質保証機構（Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）
組織の性格	独立機関。有限会社として法人格を有するとともに、税制上の優遇措置を受ける慈善団体。
設立年	1997 年
所在地	Southgate House Southgate Street Gloucester GL1 UB（本部） 183 St Vincent Street, Glasgow, G2 5QD（スコットランド・オフィス） 10-11 Carlton House Terrace, London, SW1Y 5AH（ロンドン・オフィス） Cambrian Buildings, Mount Stuart Square, Cardiff Bay, CF10 5FL（ウェールズ・オフィス）
代表者	Anthony McClaran 会長（Chief Executive）
職員数	１５０名以上
収支状況（2013 年 7 月 31 日までの会計年度）	収入計：13,614,426 ポンド 主な収入源 ・ 会費収入　4,618,754 ポンド ・ 高等教育財政カウンシルとの契約助成金　6,098,657 ポンド 支出計：13,207,651 ポンド 主な支出費目（公益活動） ・ 学生ニーズの把握・充足事業　1,385,634 ポンド ・ 質の支援・向上事業　6,726,421 ポンド ・ 英国高等教育の改善事業　3,439,655 ポンド ・ 一般社会の理解の促進事業　1,449,002 ポンド
組織体制	● 取締役会（Board of Director）：17 名の役員（学生 1 名及び全国学生ユニオンの代表者 1 名含む）及び 4 名のオブザーバー ● 運営組織 … 6 つのグループで構成。 ・ 質保証部門（Quality Assurance） – 全てのレビュー活動を担当。国際業務、学位授与権の申請、及び調査事項を含む。 ・ 質開発部門（Quality Development） – 学術水準参照事項及びガイドライン、研究・分析、事業開発、「高等教育準備課程ディプロマ」の規制を担当。 ・ スコットランド部門 – スコットランドにおける全ての QAA の業務を担当。（※ QAA スコットランド委員会が、QAA の取締役会の小委員会として、QAA スコットランドの運営を総括） ・ 渉外グループ（Public Engagement Group） – 通信、出版、渉外、学生参画、イベント管理業務を担当。 ・ 資源グループ（Resources Group） – 内部サービス及び資源、人的資源、財務企画・戦略を担当 ・ 会長付グループ（Chief Executive's Group） – 会長のサポート業務を担当

（2014 年 6 月現在）

英国では、機関の質を評価する法定の義務は、高等教育機関に対して資金配分を行っている英国内の各高等教育財政カウンシル（イングランド高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for England：HEFCE）、ウェールズ高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for Wales：HEFCW）、北アイルランド雇用学習省（Department for Employment and Learning：DEL）、およびスコットランド財政カウンシル（Scotland Founding Council：SFC））が負っているが、QAA と各高等教育財政カウンシルが契約を結び、評価業務を QAA に委託する形態が採られている。QAA は、会員である大学や高等教育カレッジからの会費を収入源とするほか、高等教育財政カウンシルとの契約を通じて助成金を得て活動を行っている。

出典： 高等教育質保証機構（2013）*Directors' report and financial statements for the year ended 31 July*

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Corporate governance*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/corporate-governance

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Subscribing institutions*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Applying to QAA*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions/applying-to-qaa

イングランド高等教育財政カウンシル ウェブサイト　*http://www.hefce.ac.uk/*

2. 使命・目的

使命

QAA は、英国の高等教育について、提供される国が英国内外であるかに関わらず、その水準の健全性を保護するとともに、質を改善することを使命としている。使命の実現に向けて、水準と質に関する評価の実施、明確かつ明示的な水準の策定に資する参照情報、および高等教育に影響を及ぼす問題についての幅広い理解の促進を行っている。

目標

使命の実現に向けて、QAA は、2014-2017 年度に以下の３つの戦略的目標を掲げている。

- 公的信頼維持のために、英国の高等教育について、提供される国が英国内外であるかに関わらず、その質の向上及び学術水準の保証を行うこと
- 国内外の高等教育の質の保証・向上において、知識・資源を通してリーダーシップを発揮すること
- 英国高等教育内外において QAA が行うサービスの範囲を拡張し、価値を向上させること

出典： 高等教育質保証機構（2008）　*Self-Evaluation, External Review for Confirmation of Full Membership of the European Association for Quality Assurance in Higher Education*
高等教育質保証機構（2014）*STRATEGY 2014-2017*

3. 業務内容

教育の水準・質についての最終的な責任は個々の教育機関が負っている。QAA は、以下の取組みを

通じて、教育機関がこの責任をどの程度満たしているかを評価し、報告するとともに、高等教育の質の継続的な管理・改善を奨励している。

- 大学ならびにカレッジを対象とした第三者評価（レビュー）を実施すること
- 教育提供機関が期待事項を満たしているかどうか、また、どのように満たしているかについて述べた報告書を公表すること
- 高等教育の質の維持・向上のための専門家による指針を提供すること
- 学位授与権ならびに大学の名称申請に関して政府に助言を与えること

1）第三者評価

QAA は、第三者評価を定期的に実施している。評価の仕組みは、英国の各行政区域別に、それぞれ策定・実施されている。各地域の仕組みの内容および相違点に関しては「Ⅲ-4-1）高等教育レビュー・向上型機関別レビュー」（本編 37 ページ）を参照。

（1）高等教育レビュー（Higher Education Review：HER）

高等教育レビュー（HER）は、2013 年学事年度に、イングランドおよび北アイルランドの高等教育機関の新たな評価方法として、機関別レビューに代わり導入された。また、ウェールズにおいても、高等教育レビュー（ウェールズ版）（Higher Education Review: Wales：HER: Wales）が 2014 学事年度より導入されており、HER の評価手法は、スコットランド以外の全ての英国地域において使用されている。なお、スコットランドでは、向上型機関レビュー（Enhancement-led Institutional Review）が行われている（後述参照）。HER は、欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドラインに沿って設計されている。

HER の詳細は次のとおりである。

<u>評価の目的</u>

HER の主な目的は、以下の事項を英国の高等教育プロバイダーが満たしているかどうかを学生や社会に広くに周知することである。

- 学位授与機関、または学位授与機関から権限を委任された機関が、英国で期待されている学術水準を満たしているか。
- クオリティ・コードで示された英国で期待されている学習機会を提供しているか。
- 高等教育の提供に関する質向上のための効果的な計画を行っているか。
- 社会、入学希望者、在校生、および学術水準と質に興味を持つ人々に対して、目的、入学の利便性、信頼性に適う情報提供をしているか。

<u>評価の手法</u>

HER は、柔軟かつリスクベースの手法をとるものである。教育の質と基準の保証について十分な実績を持つ機関は評価サイクルを長く、また評価内容も緩やかにするのに対し、実績が足りない機関は評価サイクルを短く、評価内容も厳しくする。また、評価はピア・レビュー（学生評価者含む）を通じて実施される。

レビューの間隔は、QAA によるレビューを少なくとも過去２回以上受審し、最後に受審したレビューについて十分な実績があると認められた機関は 6 年としている。それ以外の機関は、QAA での最後の受審から４年後（もしくは速やかに）にレビューを受審することとなる（下記「判定」も参照）。

HER には、コア要素とテーマ別要素があり、全ての教育機関に適用される。コア要素では、上記で説明された、学術水準、学習機会の質、質改善の段階、及び情報の提供に焦点が当てられる。テーマ別要素では、プロバイダーや高等教育セクターにおいて、さらなる分析または向上に特に価値があるとみなされる分野に焦点が当てられる。テーマ別要素は、定期的に変更される。そのため、異なるタイミングにレビューを受審したプロバイダーは、同一のテーマを受審しない。

評価チームの構成

レビュー全体（すなわち、デスクベース分析および訪問調査）の評価チームの規模は、評価対象機関の規模に従って決定される。最小で２名、最大で６名で構成される。各チームの評価者の少なくとも１名は英国の教育機関の教員または教員経験者であり、また、少なくとも１名は学生評価者（在学生または直近の卒業生）である。

学生評価者は、現役の学生や大学の学生自治体等のオフィサーから採用されるが、学生の利益代表者として、学術水準や質の管理へ貢献した経験を持つ者の中から採用されている。

レビューの調整役として QAA 担当者が、チームをサポートし、機関との主要な連絡調整を行う。

学生の役割

学生は HER の鍵となる受益者であり、評価プロセスの中心に考えられる。学生評価者は、評価者チームの正式かつ同等のメンバーである。

教育機関の学生は、以下の評価プロセスに関わる場合がある。

- 評価プロセス全体にわたって深く関わり合う先導的学生代表の任命
- デスクベース分析の主要な証拠部分となる学生意見書の準備
- デスクベース分析中の考察に対する直接的意見
- 訪問調査時の面談への参加
- 評価後のアクションプランの策定と実施に際し教育機関を支援

評価プロセス

評価に関する最初のコンタクトは訪問調査実施の約 1 年前頃である。QAA は、当該教育機関が評価を受けることになっている旨通知し、レビュースケジュールを設定するため、教育機関の学年暦、主要な試験期間の日程について情報提供を要請する。

HER は２段階で行われる。第１段階は、提供している高等教育に関する様々な情報について、評価チームにより行うデスクベースの分析である。この分析に必要な情報は、教育機関から提出される自己評価書のほか、学生から提出される情報や、QAA によって集められる情報である。

HER の第２段階は、教育機関への訪問調査である。評価の日程、および訪問の期間はデスクベースの分析の結果に応じて異なる。評価チームは、質や水準の管理についての機関の記録や、クオリティ・コードの期待事項を満たしている度合いの両方について、分析により明らかになった内容に応じて訪問期間を決定する。分析によって、質と水準の管理において十分な実績を実証しており、教育機関がその責任を有効に管理し続けている場合、すなわち、期待事項を全て、あるいはほぼ全てにおいて満

たしているという強固な証拠が判明した場合、教育機関への長時間の訪問は要求されない。しかしながら、分析で十分な実績や強固な証拠を見出せず、かつ／または、いくつかの期待事項が満たされておらず、教育機関がその責任を有効に管理していない（あるいは、提供された証拠が、教育機関がその責任を有効に満たしていることを実証するのに不十分）と示す場合、評価チームは職員や学生と面談したり、懸念を徹底的に調査し、さらなる証拠を分析するため、より多くの訪問時間を必要とする。

訪問調査における業務は、すべての評価で同様ではないが、教職員（学位授与機関および他の授与組織からのスタッフ含む）、最近の卒業者、学外審査員および雇用者との面談を含むことができる。訪問期間中、評価チームと機関の上級職員、ファシリテーターおよび学生代表幹事との最終面談が設けられている。

訪問調査の最終日に、評価チームは以下のことについて調査結果の検討を行う：

- ４つの判定基準のどれに当たるかの決定
- テーマ別要素に関するコメントの決定
- 強調したい特色あるグッド・プラクティスの合意
- 機関の行動を求める提言事項の合意
- 機関が既に特定した活動の方向性にかかる合意

判定

判定は、クオリティ・コードにおける「期待事項」を参照し、ピア評価チームによってなされる。最低限の学術水準の判定は、３段階（「全国水準を満たしている」、「改善を要する」、「水準を満たしていない」）で判定される。学習機会、情報、および向上の判定については、４段階（「推奨」、「全国水準を満たしている」、「改善を要する」、「水準を満たしていない」）で判定される。

「改善を要する」および「水準を満たしていない」という判定は、不十分であると考えられ、したがって、フォローアップ訪問やさらなるレビューにより、集中的なフォローアップ活動が求められる。

提言

教育機関の改善等の検討に資することを目的として、公表される報告書には、評価チームの提言（Recommendations）が盛り込まれる。評価チームは、提言に対する大学の対応が３か月以内に行われるべきか、あるいは次の学事年度の開始前に行われるべきかなどを示すことが可能。

訪問調査後

訪問調査から６週間後、QAA は機関に対し調査結果報告書案を送付する。報告書内の事実誤認や解釈の間違いについての指摘事項を３週間以内に回答するように機関に求める。この報告書案は学生代表幹事にも提供し、同じ回答期限内で彼らの意見についても依頼する。

４分野すべてで「推奨」または「全国水準を満たしている」の判断を受けた場合、報告書を最終的に確定し、訪問調査から 12 週間以内に公表する。機関は、公表について通知を受け、QAA のクオリティ・マークを使用するための適格性の承認を得る。またクオリティ・マークの使用を可能にするための関連情報が提供される。

報告書はできるだけ簡潔に記載されるが、高等教育機関が報告書を最大限活用するために十分な情報が収められている。報告書には、一般の人々に調査結果を説明するためにエグゼクティブ・サマリーが含まれる。

アクション・プラン（行動計画）

報告書が公表された後、受審機関は、評価結果や提言に対する改善を行うため、識別されたグッド・プラクティスの活用計画も含めて、行動計画を作成することが求められる。この行動計画は、組織の長によって署名されたものでなければならない。教育機関は学生代表と共同でこの行動計画を作成するか、または代表者が行動計画に自身の論評を入れるかのどちらかが必要である。QAA 担当者は、機関とこのプロセスについて準備会合を行う。行動計画は、調査報告書が公表された一学事期間またはセメスター内に、機関の公的なウェブサイトで公表されるとともに、QAA ウェブサイト上の同機関の報告書ページにリンクを添付されなければならない。アクションが完了するまで、再び学生の代表と一緒に行動計画を毎年更新し、ウェブサイトに更新プランを公表することが求められる。

フォローアップ

期待事項を満たした機関は、６年後のレビューまで、中間サイクルレビューなどのレビューを再度受審する必要はない。改善が必要との判定を受けた機関は、行動計画の進捗状況報告の提出が求められ、１年後に訪問調査を受けるとともに、４年後に再びレビューを受審することとなる。さらに、多くの部分で不可と判定された機関は、行動計画の進捗状況報告の提出とともに、２年続けてレビューを受審することが求められる。もし機関が２度目の受審でも期待事項を満たさなかった場合、「質の取組みが不十分」とみなされる。

ウェールズでは、すべての機関において、レビューサイクルの中間年に、学生参画に係る中間プロセス（Mid-process student-focused engagement：MSE）の確認が行われる。これは、特に学生経験に焦点をあて、機関の質保証・向上に係る現状・将来計画における強み・弱みや、受審レビュー結果に対する進捗のフィードバックを目的としており、学生代表団体が作成する年次学生意見書（Annual Student Statement）や、機関が作成する提言の実行状況に係る文書等の提出の後に、１日間の訪問調査等が行われ、QAA より簡単なレポートのフィードバックが行われる。なお、MSE によって、評価チームの判定が覆されることはない。

（２）向上型機関レビュー（Enhancement-Led Institutional Review：ELIR）

向上型機関レビュー（ELIR）は、スコットランドで用いられているピア・レビューの手法であり、以下の５つの要素を含む一貫した質向上の枠組（Quality Enhancement Framework）の一部である。

- 質の取組みにおける学生の参画
- 合意された一連の公的情報の発信
- 機関主導型の質レビュー（機関は、年度ごとまたは定期的に実施される分野レビューと同じタイミングで機関レビューを行う。）
- セクターレベルで合意された質の向上に関するテーマの活動
- 向上型機関レビュー（ELIR）

ELIR および質向上の枠組全体は、スコットランドにおいて鍵となる機関（QAA，スコットランド財政カウンシル、スコットランド学生ユニオン、およびスコットランドの大学）の間のパートナーシップにおいて開発された。 これらは、スコットランド外の独立した研究者のチームによって行われ

るという評価手法を伴っており、2003 年から現在まで影響を持ち続けている。

他の英国地域と大幅に異なっているスコットランドのシステムの重要な特徴は、機関間の連携の向上・促進が図られているところである。QAA は質の向上に関するテーマの取組みを行っており、ここにおいて、連携が明確となっている。取組みは、国際的な側面を強く持っており、スコットランドの機関は共同で海外の活動から学んでいる。[8]

ELIR は、周期的に実施されている手法に修正を加えつつ、2003 年から行われている。最新の手法は ELIR 3 と呼ばれ、それぞれのチームに国際的な評価者が含まれ、向上を重視するという側面が強調されている。ELIR レビューは４つのサイクルで行われ、2014 年 7 月の時点で、各スコットランドの機関は、少なくとも２回、ELIR を受審している。現在の ELIR の報告書は、機関活動の以下の分野における幅広いテーマをカバーしている。

- 国際的な文脈・戦略の枠組み
- 学生の学習機会の向上
- 学習・教授方法の向上
- 教育（学術）水準
- 自己評価・情報管理
- 共同活動

ELIR 手法の一部として、QAA の上級職員による年次訪問調査がある。これは、関係構築や、機関主導型のレビューにおいて浮上した懸案事項を話し合う場として重要である。また、直近の ELIR から得た取組みにおける活動を話し合い、次への計画を立てる重要な機会でもある。

また、ELIR および質の向上に関するテーマの取組みに関連して、QAA は毎年、セクター全体に及ぶ２種類の分析報告書の作成・公表に積極的に取り組んでいる。報告書では、ELIR、質の向上に関するテーマ、および機関主導型のレビューの成果から、セクターを越えたテーマを特定し、積極的な取組みや課題が強調されている。加えて、ELTR の成果や、年次会合で浮上した情報を用いて、QAA は定期的にテーマ別報告書を公表しており、質の向上に関するテーマ別プログラムの取組みや、その他セクターが取り組むべき課題に関する取組みについて周知を図っている。

評価チームの構成

ELIR チームは６名の評価者で構成される。３名の英国教育機関の教員、１名の国際評価者（外国人評価者）、学生評価者および調整役評価者である。それぞれの ELIR は、QAA の担当上級職員１名によって管理運営されている。

評価プロセス

訪問調査は２回行われ、最初の訪問から約５週間後に２回目の訪問調査が行われる。最初の訪問調査では、１日目の午前中に、受審機関が特に目立った活動についての主張や議論の進行を行い、その後、ELIR チームが議論のセッティングと進行を行う。

[8] 向上テーマに関する詳細は、次のウェブサイトで確認できる。 http://www.enhancementthemes.ac.uk/

判定

ELIR の結果は、学術水準や学生の学習機会の管理における機関の取組みの効果に基づき、総合的に判断される。加えて、積極的な取組みや改善が必要な取組みが特定される。

フォローアップ

ELIR の報告書の公表から１年後に、機関は QAA およびスコットランド財政カウンシルに対し、フォローアップの報告書の提出を行う。この報告書は、QAA との同意後、公表済の ELIR 報告書に添えて公表される。加えて、同時期にレビューを受審した機関が集い、それぞれの ELIR への対応や取組みを協議する。ELIR で浮上したテーマは、セクター内の質の向上に関するテーマや他の発展的な活動として活用される。

２）その他の業務

（１）教育監督レビュー（Educational oversight reviews）

高等教育機関は、欧州経済領域圏（EEA）外からの留学生受入れに必要な「高い信頼性のあるスポンサー資格」（Highly Trusted Sponsor：HTS）を得るために、指定機関によるレビューを受審する必要がある[9]。QAA は英国内務省（Home Office）から指定機関と認定されている。QAA による教育監督レビューは以下の３つの異なる手法において行われている。

- 教育監督レビュー（Review for Educational Oversight：REO）
  学位授与機関と提携して高等教育プログラムを提供する独立カレッジを対象としている。なお、REO は、2015 年 1 月より、「高等教育レビュープラス（Higher Education Review (Plus)）」に再編される予定。
- 付属型カレッジ教育監督レビュー（Embedded College Review for Educational Oversight：ECREO）
  ２つ以上の英国高等教育機関のキャンパス内もしくは近隣に組み込まれたカレッジ・ネットワークを提供する機関を対象としている。
- 教育監督認定スキーム（Recognition Scheme for Educational Oversight：RSEO）
  英国で教育を提供する外国籍の高等教育提供機関を対象としている。

（２）特別コース指定レビュー（Review for specific course designation）

学位授与機関と連携して高等教育プログラムを提供しているが、公的資金を受給せず、QAA による定期的なレビューを受審していないプロバイダー（代替プロバイダー：alternative providers）は、学生財政支援の受給資格を獲得・維持するために、本レビューの受審により特別コースとして指定される必要がある。本レビューのプロセスは、特別コース指定レビュー（Review for Specific Course Designation：RSCD）と呼ばれる。なお、QAA は、ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）より、本レビューを行う指定機関として認定されている。

---

[9] 詳細は以下のウェブサイトを参照のこと。
英国入国管理局（UK Visas and Immigration）：Sponsor a Tier 4 student: guidance for educators
https://www.gov.uk/government/publications/sponsor-a-tier-4-student-guidance-for-educators

レビュープロセスは、QAA の基本原則が適用される。なお、RSCD の性質上、学術水準の管理及び学習機会の質の管理・向上における「信頼できる」（confidence）という判定、および、学習機会についての情報における「信頼できる」（reliance）という判定のみ、認定可能な結果とみなされる。

（3）海外で提供される教育のレビュー（Review of overseas provision）

英国の多くの機関が、海外キャンパスや海外の組織との提携により、高等教育プログラムを英国外で提供している。QAA は、こうした国境を越えた教育（Transnational Education：TNE）（海外で提供される英国高等教育）の提供に対するレビューを実施している。本レビューでは、英国高等教育のための質規範（クオリティ・コード）が参照され、特にパート B 第 10 章「他機関と連携した教育の管理・運営」において、提携機関やエージェントの選択についてのガイダンスがなされている。

本レビューは、国単位（country by country basis）で行われている。レビューの手法は高等教育機関に対するものと同様であり、以下の原則・プロセスにより実行される。

- ピア・レビューであり、証拠に基づいたプロセスである。
- 英国の高等教育機関は、TNE の概要報告書（briefing document）を提出。
- 調査チームが、英国の機関と、海外の提携機関に対し、それぞれ１日の現地調査（スタッフ・学生との面談）を実施。

なお、2013 年に英国ビジネス・イノベーション・技能省（BIS）が公表した国際教育戦略（「International education strategy: global growth and prosperity」）において、TNE の支援および質保証の強化が戦略の 1 つとして掲げられた。QAA は今後、新たな TNE の質保証についての具体的な計画を、高等教育機関の代表者や他の関係者からなる実行グループと共同して進めていくこととしている。新たな TNE レビュー方法の基本的な構成要素は以下のとおり。

- TNE と機関別のレビュープロセスは、互いに補完しあうものであり、緊密に連携する。
- TNE レビュープロセスは、柔軟性があり、かつ存在するリスクを認識している。
- テレビ電話会議とデスクベース分析をさらに活用し、TNE の提供範囲を網羅する。
- 費用軽減のため、地域的に近いところは、同一の出張等と訪問を組み合わせる。
- TNE の質保証に、学生を参画させる（やむを得ない事情がある場合は行わない）。

（4）高等教育進学準備課程ディプロマ（Access to Higher Education Diploma）の認証機関の監督

高等教育進学準備課程ディプロマは、A レベルなどの高等教育進学のための資格を持っていない入学希望者向けに導入されている資格である。同資格の取得できるコースは 1,500 以上ある。準備課程認証機関（Access Validating Agencies：AVAs）は、これらのコースの認証、レビュー、および修了生に対する当該資格の授与を行っている。QAA は、認証機関としての事業認可と認証された機関への監督を行うとともに、同課程に関する情報を提供している。

高等教育進学準備課程ディプロマの詳細は、「Ⅱ-４. 入学制度の概要」（本編 13 ページ）および本編 21 ページ「英国における資格・単位枠組のレベル比較表」を参照。

（5）政府に対する助言

QAA は、学位授与権ならびに大学の名称使用の申請について、英国政府に助言を行っている。しかしながら、QAA は、学位授与や申請許可そのものについての責任は負ってない。

学位授与権は法律によって規制されており、権限を付与されない限り、教育機関が英国の学位を授与すること、または授与の申し出を行うことは犯罪行為となる。古くからある大学は、国王の勅許状（Royal Charter）や、法律などの様々な措置により学位授与権を付与されている。1992 年の２つの議会法により、学位授与権限の付与や新しい大学の設立の権限は、政府の諮問機関である枢密院が認めることとなっている。

学位授与権および大学の名称使用の申請に対する審査は、QAA の最も重要な責務のひとつである。というのも、QAA は各申請案件に対する助言を行うに際し、英国の高等教育の再評価をすることになるからである。学位授与権、または大学の名称使用についての申請は一旦枢密院に提出され、該当地域の高等教育担当大臣に送付される。その後、QAA に送付され、助言を求められる。QAA は大臣を通じて、枢密院宛に申請内容に関する助言を秘密事項として提出する。

（6）高等教育の発展支援

QAA は、すべての業務を通じて得られた知見や指針の公表・共有を通じて、教育機関における質と水準の管理能力の向上に寄与している。QAA の行う評価の報告書は、高等教育セクターでの議論や対話、改善の促進を目的として評価結果を公表され、優れた取組みのテーマや共通してみられる課題などが分析されている。刊行物は、QAA のウェブサイトから利用可能である。

スコットランドでは、質向上の枠組（Quality Enhancement Framework）の一環として、高等教育セクター全体としての連携のもと、質の向上に関するテーマ（Enhancement Themes）が計画・策定されている。これらは、国内外を問わず示された優れた取組みの確認・共有を図るとともに、学生の経験を向上させるためのアイデアや事例を生み出すことを奨励している。テーマは、向上型機関レビュー（Enhancement-Led Institutional Review：ELIR）の際の重要な参照ポイントとなる。機関は自己評価の中でテーマを参照し、ELIR チームはこのテーマに沿って、機関の取組みの効果を見る。

（7）国際業務

QAA は、世界中の質保証機関との間で緊密な連携を図りながら、高等教育の水準・質の国際的な発展にあたり主導的な役割を果たしている。例えば、英国の政府機関や関係団体とともに、国際的な発展を念頭に高等教育部門への支援活動を行っている。また、海外でのレビュー活動（Overseas review）は、英国の大学・カレッジの国際的な業務展開に対する信頼性の改善・向上を目的とするものである。

QAA は、質保証に関する欧州間の情報交換を促進・進展を目的としたボローニャ・プロセスの一環として設立された欧州高等教育質保証ネットワーク（European Association for Quality Assurance in Higher Education：ENQA）に正会員として加盟している。ENQA の会員資格の継続のために、審査を５年に一度受けることとなっており、2008 年４月に１回目の審査、2013 年５月に２回目の審査を受審した。２回目の審査では、QAA はすべてのパフォーマンスが高いと評され、ENQA の報告書において、「QAA は、この分野において、信頼性があり、効果的で、高い信用のある機関であり、リーダーである。取締役会及び幹部における統制・管理が優れている。QAA の業務担当スタッフの手腕と専門性が非常に印象的であった。」と述べられている。さらに、QAA は、2013 年

より、欧州の質保証機関の登録簿（European Quality Assurance Register：EQAR）にも登載されている。

また、QAA は高等教育質保証機関の国際的ネットワーク（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education：INQAAHE）の正会員である。2014 年には、QAA は INQAAHE のグッドプラクティスのガイドラインを十分に満たしていると認められた。

*出典：*高等教育質保証機構（2009）*An introduction to QAA*

高等教育質保証機構（2012）*Enhancement-led Institutional Review: Handbook (Third edition)*

高等教育質保証機構（2013）*Higher Education Review (Plus) A handbook for providers*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: A handbook for QAA subscribers and providers with access to funding from HEFCE undergoing review in 2014-15*

高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: Wales A handbook for providers*

高等教育質保証機構（2014）*Strengthening the quality assurance of UK transnational education - consultation report*

高等教育質保証機構（2014）*Review for Specific Course Designation: Handbook*

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/higher-education-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Higher Education Review - Wales*
http://www.qaa.ac.uk/en/ReviewsAndReports/Pages/Higher-Education-Review-Wales.aspx

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Enhancement-led Institutional Review*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/enhancement-led-institutional-review

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Development and enhancement*
http://www.qaa.ac.uk/about-us/scotland/development-and-enhancement

高等教育質保証機構ウェブサイト　*Review of Overseas Provision*
http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/review-of-overseas-provision

高等教育質保証機構ウェブサイト　*How should the UK's transnational education be quality assured in future?*
http://www.qaa.ac.uk/en/Newsroom/Pages/TNE-review-consultation-findings.aspx

高等教育進学準備課程ウェブサイト　*https://www.accesstohe.ac.uk/*

ビジネス・イノベーション・技能省（2013）*International education strategy: global growth and prosperity*

向上テーマウェブサイト *http://www.enhancementthemes.ac.uk/*

大学評価・学位授与機構（2008）*大学評価フォーラム報告書：QAA Carolyn Campbell 氏講演資料*

欧州高等教育質保証ネットワーク　*Report of the Panel appointed to undertake a review of the UK Quality Assurance Agency (QAA) for the purposes of renewal of full membership of the European Association for Quality Assurance in Higher Education*
http://www.enqa.eu/wp-content/uploads/2014/01/QAA-review-report-FIN2.pdf

英国入国管理局（2014）*Tier 4 of the Points Based System Guidance for Sponsors*
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/347285/Document3_Sponsor_Duties_and_Compliance_01-07-14.pdf

出典・参考資料

- ビジネス・イノベーション・技能省（2009）*Higher Ambitions*
- ビジネス・イノベーション・技能省（2010）*The Impact of Higher Education Finance on University Participation in the UK*
- ビジネス・イノベーション・技能省（2011）*Higher Education White Paper - Students at the Heart of the System*
- ビジネス・イノベーション・技能省（2013）*International education strategy: global growth and prosperity*
- 教育技能省（2003）*The future of higher education*
- イノベーション・大学・職業技能省（2009）*Departmental Report 2009*
- 欧州委員会 *Eurydice - Facts and Figures: The Organisation of the Academic Year in Europe 2013/14*
- イングランド高等教育財政カウンシル（2005）*Higher Education in the United Kingdom*
- イングランド高等教育財政カウンシル（2009）*A guide to UK higher education*
- イングランド高等教育財政カウンシル（2012）*Panel criteria and working methods*
- ウェールズ高等教育財政カウンシル（2013）*Fee Plan Guidance 2014/15*
- ジョン・ブラウン卿（2010）*Securing a sustainable future for higher education: An Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance*
- 大学評価・学位授与機構（2008）*大学評価フォーラム報告書：QAA Carolyn Campbell氏講演資料*
- 経済協力開発機構（2014）*Education at a Glance 2014*
- スコットランド学生奨学金機構（SAAS）（2014）*Guide to undergraduate support 2014-2015*
- スチューデント・ファイナンス・北アイルランド（2014）*A guide to Financial support for full-time students in higher education　2014/15*
- スチューデント・ファイナンス・ウェールズ（2014）*Applying for student finance 2014/15*
- ロンドン・シティ・ギルド協会（2009）*An Introduction to the Qualifications and Credit Framework (QCF) http://www.sctp.org.uk/documents/QCF-intro-booklet-web.pdf*
- 欧州高等教育質保証ネットワーク *Report of the Panel appointed to undertake a review of the UK Quality Assurance Agency (QAA) for the purposes of renewal of full membership of the European Association for Quality Assurance in Higher Education*
- イングランド試験監督機関（2008）*Regulatory arrangements for the Qualifications and Credit Framework*
- 高等教育質保証機構（2004）*Code of practice for the academic quality and standards in higher education, Section 4: External examining*
- 高等教育質保証機構（2006）*Academic credit in Higher Education in England 2006*
- 高等教育質保証機構（2008）　*Self-Evaluation, External Review for Confirmation of Full Membership of the European Association for Quality Assurance in Higher Education*
- 高等教育質保証機構（2009）*An introduction to QAA*
- 高等教育質保証機構（2011）*Summary of Institutional review in England and Northern Ireland*
- 高等教育質保証機構（2011）*Institutional review of higher education institutions in England and Northern Ireland, Operational description*
- 高等教育質保証機構（2011）*The UK Quality Code for Higher Education, Chapter A1: The national level*
- 高等教育質保証機構（2012）*The UK Quality Code for Higher Education : A brief guide*
- 高等教育質保証機構（2012）*Enhancement-led Institutional Review: Handbook (Third edition)*
- 高等教育質保証機構（2013）*Higher Education Review (Plus): A handbook for providers*
- 高等教育質保証機構（2013）*Self-Evaluation Report of the Quality Assurance Agency for Higher*

Education, External Review for Confirmation of Full Membership of ENQA

- 高等教育質保証機構（2013）*Directors' report and financial statements for the year ended 31 July*
- 高等教育質保証機構（2013）*Quality Code - Chapter B6: Assessment of students and the recognition of prior learning*
- 高等教育質保証機構（2014）*STRATEGY 2014-2017*
- 高等教育質保証機構（2014）*Consultation on the UK frameworks for higher education qualifications*
- 高等教育質保証機構（2014）*UK Quality Code for Higher Education, part A: setting and maintaining academic standards: the UK frameworks for higher education qualifications: draft for consultation*
- 高等教育質保証機構（2014）*UK Quality Code for Higher Education, Part A: Setting and Maintaining Academic Standards: The Frameworks for Higher Education Qualifications of UK Degree-Awarding Bodies*
- 高等教育質保証機構（2014）*The framework for qualifications of higher education institutions in Scotland*
- 高等教育質保証機構（2014）*Qualifications can cross boundaries*
- 高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: A handbook for QAA subscribers and providers with access to funding from HEFCE undergoing review in 2014-15*
- 高等教育質保証機構（2014）*Higher Education Review: Wales A handbook for providers*
- 高等教育質保証機構（2014）*Strengthening the quality assurance of UK transnational education - consultation report*
- 高等教育質保証機構（2014）*Review for Specific Course Designation: Handbook*
- 英国入国管理局（2014）*Tier 4 of the Points Based System Guidance for Sponsors*
- 英国大学協会（2008）*Quality and standards in UK universities: A guide to how the system works*
- 英国大学協会（2013）*Higher Education in Facts and Figures, Summer 2013*

ウェブサイト

- 高等教育進学準備課程： *https://www.accesstohe.ac.uk/*
- Accredited Qualifications： *http://www.accreditedqualifications.org.uk/*
- ブリティッシュ・カウンシル　*16 歳までの教育：学校選択*：
  http://www.educationuk.org/japan/articles/16-and-under-choosing-a-school/
- 内閣府　*Devolution of powers to Scotland, Wales and Northern Ireland*:
  https://www.gov.uk/devolution-of-powers-to-scotland-wales-and-northern-ireland
- ビジネス・イノベーション・技能省： *http://www.bis.gov.uk*
- ビジネス・イノベーション・技能省 *Announcements - New Department for Business, Innovation & Skills to lead fight against recession and build now for future prosperity*:
  http://www.dius.gov.uk/news_and_speeches/announcements/bis
- 雇用学習省： *http://www.delni.gov.uk*
- 欧州委員会 *Eurydice*: *http://www.eurydice.org/*
- Directgov - Education and learning　*Student finance, loans and universities*:
  https://www.gov.uk/student-finance
- 高等教育カレッジ連合： *http://www.guildhe.ac.uk*
- Higher Education and Research Opportunities（HERO）： *http://www.hero.ac.uk*
- ウェールズ高等教育財政カウンシル： *http://www.hefcw.ac.uk*
- 高等教育統計機構（Higher Education Statistics Agency：HESA）*All students by HE institution, level of study, mode of study and domicile 2012/13, Summary of academic staff (excluding atypical) in UK HE institutions 2012/13*:　*http://www.hesa.ac.uk/content/view/1897/239/*

- イングランド高等教育財政カウンシル： *http://www.hefce.ac.uk/*
- イングランド高等教育財政カウンシル *REF2014 Research Excellence Framework*: http://www.ref.ac.uk/
- イングランド高等教育財政カウンシル *Higher Education Achievement Report*: *http://www.hefce.ac.uk/whatwedo/lt/enh/hear/*
- ウェールズ高等教育カウンシル： *http://www.hew.ac.uk*
- Million+： *http://www.millionplus.ac.uk/*
- 英国国立公文書館： *http://www.legislation.gov.uk/*
- 全国学生ユニオン *About NUS*: *http://www.nus.org.uk*
- 北アイルランド議会： *http://www.niassembly.gov.uk*
- 英国国家統計局 *2011 UK censuses*: *http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/census/2011/uk-census/*
- スコットランド財政カウンシル： *http://www.sfc.ac.uk*
- スコットランド財政カウンシル *About us*: *http://www.sfc.ac.uk/aboutus/aboutus.aspx*
- スコットランド学生奨学金機構（SAAS）*About us*: *http://www.saas.gov.uk/about_us/index.htm*
- スコットランド単位・資格枠組 *Background to SCQF*: *http://scqf.org.uk/about-us/background-to-scqf/*
- スコットランド単位・資格枠組： *http://scqf.org.uk/the-framework/scqf-credit-points/*
- スチューデント・ファイナンス・北アイルランド： *http://www.studentfinanceni.co.uk/*
- スチューデント・ファイナンス・ウェールズ： http://www.studentfinancewales.co.uk/
- 学生ローン会社（Student Loans Company）P*roducts and services*: *http://www.slc.co.uk/about-us/what-we-do/products-and-services.aspx*
- 学生ローン会社（Student Loans Company）*About us*: *http://www.slc.co.uk/about-us.aspx*
- 学生ローン返還ウェブサイト： *http://www.studentloanrepayment.co.uk/portal/page?_pageid=93,3866794&_dad=portal&_schema=PORTALS*
- SPARQS（スコットランド・質における学生参加支援機関）*About us*: *http://www.sparqs.ac.uk/*
- The Complete University Guide *University Tuition Fees*: *http://www.thecompleteuniversityguide.co.uk/university-tuition-fees/*
- The Education, Audiovisual and Culture Executive Agency (EACEA) *Eurypedia - The European Encyclopedia on National Education Systems*: *http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php*
- 向上テーマ： *http://www.enhancementthemes.ac.uk/*
- EHEA： *http://www.ehea.info/article-details.aspx?ArticleId=65*
- 文部科学省 *諸外国の教育統計 平成 26（2014）年版*： *http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1352615.htm*
- 高等教育達成レポート： *http://www.hear.ac.uk/*
- 外務省 *各国・地域情勢 英国（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）*： *http://www.mofa.go.jp*
- 外務省 *諸外国の地域の学校情報 英国*： *http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/05europe/infoC51000.html*
- 全国学生調査： *http://www.thestudentsurvey.com/*
- イングランド試験監督機関 *Explaining Qualifications*: *http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+/www.ofqual.gov.uk/2368.aspx*
- The Official Gateway to Scotland *Fees, funding and Visa applications*: *http://www.scotland.org/study-in-scotland/fees-funding-and-visa-applications/*

- 高等教育質保証機構： *http://www.qaa.ac.uk/*
- 高等教育質保証機構 *Degree awarding powers - guidance and criteria*: *http://www.qaa.ac.uk/assuring-standards-and-quality/daput/guidance-and-criteria*
- 高等教育質保証機構 *Applying to QAA*: *http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions/applying-to-qaa*
- 高等教育質保証機構 *Corporate governance*: *http://www.qaa.ac.uk/about-us/corporate-governance*
- 高等教育質保証機構 *Subscribing institutions*: *http://www.qaa.ac.uk/about-us/subscribing-institutions*
- 高等教育質保証機構 *UK regulatory bodies*: *http://www.qaa.ac.uk/about-us/corporate-governance*
- 高等教育質保証機構 *The UK Quality Code for Higher Education*: *http://www.qaa.ac.uk/assuring-standards-and-quality/the-quality-code*
- 高等教育質保証機構 *Higher Education Review*: *http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/higher-education-review*
- 高等教育質保証機構 *Higher Education Review – Wales*: *http://www.qaa.ac.uk/en/ReviewsAndReports/Pages/Higher-Education-Review-Wales.aspx*
- 高等教育質保証機構 *Enhancement-led Institutional Review*: *http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/enhancement-led-institutional-review*
- 高等教育質保証機構 *Development and enhancement*: *http://www.qaa.ac.uk/about-us/scotland/development-and-enhancement*
- 高等教育質保証機構 *Review of Overseas Provision*: *http://www.qaa.ac.uk/reviews-and-reports/how-we-review-higher-education/review-of-overseas-provision*
- 高等教育質保証機構 *How should the UK's transnational education be quality assured in future?*: *http://www.qaa.ac.uk/en/Newsroom/Pages/TNE-review-consultation-findings.aspx*
- The Russell Group： *http://www.russellgroup.ac.uk/*
- スコットランド政府： *http://www.scotland.gov.uk*
- スコットランド政府 *Financial help for students*: *http://www.scotland.gov.uk/Topics/Education/UniversitiesColleges/16640/financial-help*
- University Alliance： *http://www.unialliance.ac.uk/*
- ウェールズ議会政府： *http://www.wales.gov.uk*
- UCAS *How to add an Access course to your application*: *http://www.ucas.com/how-it-all-works/mature-students/applying-university-or-college*
- UK NARIC： *http://www.ecctis.co.uk/naric/*
- Unistats： *http://unistats.direct.gov.uk/*
- スコットランド大学協会： *http://www.universities-scotland.ac.uk*
- 英国大学協会： *http://www.universitiesuk.ac.uk*
- 英国大学協会 *Links for students*: *http://www.universitiesuk.ac.uk/linksforstudents/*
- 英国大学協会 *Overview of the higher education sector*: *http://www.universitiesuk.ac.uk/UKHESector/Pages/OverviewsSector.aspx*

諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

英　国

第 2 版　(2015 年版)

独立行政法人 大学評価・学位授与機構
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
http://www.niad.ac.jp